

# 建設委員会記録

開催日時 平成29年6月28日(水) 13:03~16:23

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長  
田尻 匠 副委員長  
井岡 正徳 委員  
大国 正博 委員  
清水 勉 委員  
岩田 国夫 委員  
太田 敦 委員  
国中 憲治 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長  
金剛 まちづくり推進局長  
西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第51号 奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部を改正する条例

議第52号 国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例

議第53号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

議第54号 流域下水道事業にかかる請負契約の変更について

議第55号 奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の締結について

報第1号 平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第2号 平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書

の報告について

報第 3 号 平成 28 年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 13 号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第 14 号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第 15 号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第 18 号 奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について

報第 19 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

報告 20 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

報第 31 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

(2) その他

#### <会議の経過>

○乾委員長 皆さんおはようございます。ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日、井岡委員は遅れるとの連絡を受けていますので、ご了解願います。

本日、傍聴の申し出があれば 20 名を限度に入室いただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります前に、4 月 1 日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局長から新任担当書記を紹介願います。

○上田事務局長 新任の担当書記 2 名を紹介させていただきます。

政務調査課長の福井でございます。

政務調査課主任主査の松石でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○乾委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付して

おります資料のとおり変更し、出席要求をしていますので、ご了承願います。

それでは、4月1日付で理事者に異動がありましたので、県土マネジメント部長及びまちづくり推進局長から、異動のあった職員の紹介をお願いします。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、異動のあった職員を紹介させていただきます。

まず、県土マネジメント部理事の荒でございます。

○荒県土マネジメント部理事 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 続きまして、技術担当次長の森本でございます。

○森本県土マネジメント部次長（技術担当） よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 続きまして、砂防・災害対策課長事務取扱も兼ねています次長の加藤でございます。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 道路政策官の梅原でございます。

○梅原道路政策官 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 技術管理課長の平塚でございます。

○平塚技術管理課長 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 道路建設課長の松田でございます。

○松田道路建設課長 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 道路環境課長の大庭でございます。

○大庭道路環境課長 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 最後になりますが、河川課長の入口でございます。

○入口河川課長 よろしく願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 以上でございます。よろしく願いいたします。

○金剛まちづくり推進局長 続きまして、まちづくり推進局でございます。

まず、まちづくり推進局次長、技術担当の増田でございます。

○増田まちづくり推進局次長（技術担当） よろしく願いいたします。

○金剛まちづくり推進局長 公園緑地課長の鳥居でございます。

○鳥居公園緑地課長 よろしく願いいたします。

○金剛まちづくり推進局長 住まいまちづくり課長の塚田でございます。

○塚田住まいまちづくり課長 よろしく願いいたします。

○金剛まちづくり推進局長 建築課長の松本でございます。

○松本建築課長 よろしくお願ひします。

○金剛まちづくり推進局長 営繕課長の水口でございます。

○水口営繕課長 よろしくお願ひします。

○金剛まちづくり推進局長 営繕プロジェクト推進室長の榎本でございます。

○榎本営繕プロジェクト推進室長 よろしくお願ひいたします。

○金剛まちづくり推進局長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○乾委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願ひします。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明願ひします。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案についてご説明をさせていただきます。

まず、条例から説明させていただきます。お手元に配付をしております6月定例県議会条例説明資料の1ページの表をごらんください。「奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例」の一部を改正する条例でございます。テニスコートの使用料の改定を行うという内容でございます。

この奈良県第二浄化センタースポーツ広場のテニスコートでございますけれども、昭和61年度に整備しました。整備から30年以上が経過しています。土のコートで、凹凸ができるなど、安全性あるいは利便性におきまして課題がございます。このため、今年度、この土のコートを人工芝に改修をしたいと考えています。

この人工芝化をいたしますと、これまでは土のコートであったので、使用後に利用者に最後の手入れをお願いしていたわけでございますが、そういったものが不要になりますので、1時間ごとにお貸しすることができるようになります。このため、従来、午前、午後、終日といった単位での貸し出しでしたが、1時間当たり550円という方式で貸し出したと考えています。

この新旧の料金表につきましては、次のページに新旧対照表がございます。これまでテニスコートは午前1, 130円、午後1, 440円、1日で2, 460円という単位での貸し出しであったわけですが、これを改め、1時間につき550円をご利用いただけるようにしてまいりたいと考えています。

なお、この1時間当たり550円という料金ですが、近隣にございますまほろば健康パークのテニスコートの利用料金と同額にさせていただきたいと考えています。

この人工芝化の工事でございますけれども、利用の少ない冬期間に実施をしたいと考えており、施行につきましては平成30年4月1日からお願いしたいと考えてございます。

条例につきましては以上でございます。

続きまして、契約等についてご説明をさせていただきます。第328回定例県議会提出議案という資料の35ページをお開きください。議第53号、市町村負担金の徴収についてでございます。県土マネジメント部所管分は、急傾斜地崩壊対策事業と、次のページの流域下水道事業の2つでございます。これらは今年度を実施いたします事業につきまして、利益を受ける市町村にその費用の一部を負担していただくものでございます。地方財政法第27条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、今年度は事業費12億5,100万円余を予定しているところでございます。全部で39カ所事業実施したいと考えておりますが、ここに記載しております31の市町村に合計8,500万円の負担をお願いするものでございます。

36ページ、流域下水道事業でございますけれども、浄化センターの焼却施設の長寿命化工事など、流域下水道の建設に係る事業への市町村負担金でございます。今年度は事業費36億8,900万円余の事業を予定していますが、記載の28市町村に合計7億5,100万円余の負担をお願いするものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。議第54号、流域下水道事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名は、佐保川幹線耐震管新設工事（防災・安全交付金）でございます。本工事につきましては、さきの2月議会におきまして請負契約の締結につきまして議決をいただいたわけでございます。3月24日に契約しております。

2月10日付で国土交通省から、3月1日以降に締結した契約のうち、旧労務単価に基づき予定価格を算定していたものについては、3月1日に改定をされた新しい労務単価に基づき、契約変更することができるという、特例措置について通知を受けていました。受

注者に対しまして、この特例措置の趣旨をご説明いたしましたところ、特例措置の適用について協議がございましたので、約800万円の増額ということで、契約の変更をお願いするものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。県土マネジメント部所管分につきましては、46ページに道路橋りょう費、47ページに河川費、49ページの災害復旧のうち土木施設災害復旧費と大きくこの3つが県土マネジメント部所管ということでございます。

さきの12月議会、2月議会におきまして、繰り越しの明許枠といたしまして県土マネジメント部の合計として157億2,800万円余をお認めいただいたわけでございます。その後、精算によりまして最終的な金額は128億9,100万円余になってございます。この128億9,100万円余のうち、およそ半分の約63億円が12月補正分です。12月補正分については、適正な工期を確保するという事で繰り越しをさせていただきました。そして、残りのおおむね半分、約66億円が当初予算に係る繰り越しとなっております。

工事の施工方法、あるいは周辺の交通安全対策等について、地元地域との調整に時間を要して工期がおくれたといった内容がおおむね半分です。また、台風、豪雨等の災害により工期がおくれた、用地交渉が難航し、取得がおくれたため工事の発注がおくれたということが主な理由となっております。

いずれもやむを得ず繰り越しをお願いしたものでございますけれども、今年度は繰り越しの削減に向けまして工事発注前の事前の準備、地元調整、あるいは関係機関協議をより念入りに行う。あるいは、工事の計画的な発注を徹底して工期を確保する。早期発注、あるいは債務負担行為の活用により、年度末の工期が多かったわけですが、この3月末工期の工事件数を減らしていく。あるいは用地取得、あるいは詳細設計、こういった工事の準備については、前年度までに終えておく。終わっていない箇所には当初予算で工事費はつけないといった取り組みを進めてまいりたいと考えています。ご理解のほどをよろしく申し上げます。

続きまして、51ページ、報第2号、平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。こちらにつきましても、さきの12月議会、2月議会におきまして繰越明許枠といたしまして、10億5,600万円余をお認めいただいております。その後、精算等によりまして、最終的な繰越額は9億5,400万円

余となりました。

工事の施工方法等について、関係機関との調整に時間を要し、工事の発注がおくれたといったことが主な理由でございますけれども、先ほど申し上げました一般会計同様、繰り越しの削減に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解よろしくお願い申し上げます。

次に、62ページをお願いいたします。報第13号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告について、次の63ページ、報第14号、奈良県道路公社の経営状況の報告について、そして64ページの報第15号、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について、この3点につきましては、別途の資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年度奈良県土地開発公社事業報告1ページ、1. 事業の概要でございますけれども、(1) 公有地取得事業がございます。これは県からの受託事業として行っている用地の先行取得でございます。道路事業、河川事業、あるいは都市計画事業について、県との連携のもと、面積4万2,874平方メートル、金額約31億984万円の用地を取得してございます。また、県にとっては買い戻しということになりますけれども、過年度に取得いたしました7万1,348平方メートル、金額約19億6,319万円の先行取得していた用地を県に売却したということでございます。

次の2ページをお願いいたします。大きな項目の2つ目、土地造成事業及び附帯事業でございます。土地造成事業については、新たな土地造成は行っていないわけですが、長期保有資産の販売促進に現在努めているところでございます。大淀町にございます北野台団地の1区画322平方メートルを売却したということでございます。また、附帯事業といたしまして、橿原ニュータウンの土地を賃貸駐車場として活用もいたしました。

3ページをお願いいたします。(3) 京奈和自動車道大和北道路用地先行取得事業でございます。こちらは国から受託事業として行っております京奈和自動車道の用地の先行取得でございます。大和郡山市の市域3,444平方メートル、金額約8億2,048万円を先行取得してございます。また、奈良市域につきまして、こちらは資金代行ですが、1万6,652平方メートル、金額約11億1,647万円の資金代行を行っております。また、過年度に先行取得しました用地、大和郡山市域5,114平方メートル、金額6億6,100万円余を国に売却をしてございます。

財務状況については、10ページに損益計算書がございます。事業収益につきましては、一番右の欄にありますとおり、26億5,100万円余でございます。ここから事業原価

26億3,600万円余を差し引きいたしますと、事業総利益につきましては1,500万円余ということになります。この額から一般管理費1億6,100万円余を引きますと、事業損失が1億4,600万円余となります。さらに、受取利息、あるいは消費税、こういったものを加味いたしますと、経常損失は1億3,900万円余ということでございます。昨年度につきましては、退職金につきまして少し差額が出てまいりましたので、400万円余につきましてはプラスの方向になります。最終的に平成28年度の純損失額といたしましては、1億3,500万円余でございます。

平成28年度の事業報告は以上です。

次に、平成29年度事業計画書をお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。事業の構成は大きく3つ、変わりございません。(1)公有地取得事業でございますように、県からの受託事業として行っている公有地の取得事業でございます。今年度につきましては、全体面積25万2,874平方メートル、金額75億3,000万円、予算計上させていただいています。また、過年度に取得した用地5万1,703平方メートル、金額約20億7,600万円余を県へ売却する予定でございます。

次のページ、(2)土地造成事業及び附帯事業でございます。大淀町の北野台団地の分譲については、パンフレットを作成し配布をいたしましたり、あるいはネットオークションの活用を継続して行うなど、販売促進に努めてまいりたいと考えてございます。また、長期保有地となっておりました高山調整池でございます。この高山調整池につきましては、今、県への移管の手続を進めているところでございます。来月7月中にも登記まで含めて県への移管が終えるという予定になってございます。

中段中ほど、(3)京奈和自動車道事業でございます。国からの受託事業として行っております京奈和自動車道の用地の先行取得でございます。大和郡山市域といたしまして1万5,998平方メートル、金額27億円を先行買収するとともに、奈良市域につきまして2万6,706平方メートル、金額13億7,000万円の資金代行、また今年度からは京奈和自動車道の和御所道路の5工区、今、未供用となっております橿原北から橿原高田間の事業でございますが、この区間につきましても2万6,706平方メートルの資金代行を今年度は実施したいと考えています。

奈良県土地開発公社については以上でございます。

続きまして、奈良県道路公社のご報告をさせていただきたいと思っております。平成28年度業務報告書1ページ目をお願いいたします。事業の概要でございますが、奈良県道路公社



は平成9年4月に供用を開始いたしました第二阪奈有料道路を大阪府の道路公社と共同運営しているわけでございます。全体の延長13.4キロメートルでございますけれども、このうち9.6キロメートルが奈良県域となっております。

利用交通量の状況でございますけれども、表にありますとおり、平成28年度の利用交通量は、昨年に比べて微増ですけれども、1,255万6,795台でございます。対前年度と比較しますと、100.55%で、微増でございます。近年は横ばいの状況が続いている状況でございます。

次のページをお願いいたします。昨年度の料金収入でございますけれども87億9,599万円余でございます。これも平成27年度と比較いたしますと100.99%で微増という状況になってございます。

財務状況につきましては、6ページに貸借対照表がございます。負債及び資本の部をお願いいたします。負債がどうなっているか、借金が雪だるま式にふえているのかどうかが一番のポイントになってこようかと思っております。流動負債の短期借入金の欄をお願いいたします。170億円という数字がございます。1年前と比べますと、昨年度は186億円でございますので、16億円、短期借入金が減っております。また、固定負債の欄に長期借入金という欄がございます。5億3,100万円余でございますが、1年前は、7億300万円余でございます。短期借入金、長期借入金を合わせて約17億3,000万円余減っているということでございます。借入金を着実に返済しているという状況でございます。

次に、平成29年度事業計画書をお願いいたします。

1ページ目をお願いいたします。1.事業の実施方針でございます。第二阪奈有料道路の運営を継続してやっていくわけですけれども、今年度の取り組みとして少し新しいものがございます。平成28年12月16日に国土交通省から近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針が示されたと発表されたという記載がございます。この国土交通省の方針では、高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的、効率的な管理を行う観点から、高速道路会社での一元管理を行うという方向性が示されたところでございます。平成29年2月議会で知事からも答弁をさせていただいたところでございますけれども、第二阪奈有料道路につきましては、NEXCO西日本に一体的に管理をしていただくことが望ましいという方針を出させていただきました。平成29年度内に結論が得られるように、国、あるいは大阪府と調整をし

てまいりたいと考えてございます。

そういう方針がございますので、奈良県道路公社では、そうしたNEXCO西日本への移管を見据えて、土地の権利関係、占用物件等の確認、あるいは固定資産台帳、図面の整備等々、この移管に向けた準備を進めていきたいと考えてございます。

2. 事業の実施計画でございます。平成29年度の収入の見込みでございますけれども、今年度の計画交通量でございますが、過去5年間の実績を踏まえまして、トータルで1,251万台と見込んでございます。これは過去5年の平均でございます。それを踏まえまして、料金収入につきましては87億7,713万円余を計画しておる状況でございます。

奈良県道路公社につきましては以上でございます。

続きまして、奈良生駒高速鉄道株式会社の事業報告、事業計画をご説明させていただきたいと思っております。平成28年度事業報告書1ページ目をお願いいたします。この奈良生駒高速鉄道株式会社でございますけれども、平成10年7月に設立をされてございます。平成18年3月より、けいはんな線でございますけれども、近畿日本鉄道株式会社に自らが保有する鉄道施設を貸し付けるという形で営業をしています。したがって、この貸付金が収益となってくるわけでございます。

8ページ目をお願いいたします。経営状況につきまして、損益計算書でご説明をさせていただきます。鉄道営業収益という欄がございます。近畿日本鉄道株式会社から入ってくるお金でございますけれども、営業収益につきましては、19億1,900万円余でございます。

出ていくお金、鉄道事業営業費でございますけれども、13億5,000万円余でございますので、先ほどの営業収益から差し引きますと、5億6,800万円余が鉄道事業営業利益として残ってまいります。ここから支払い利息3億7,100万円余を引きますと、経常利益といたしまして1億9,800万円余となります。平成28年度は白庭台駅のモニター施設を近畿日本鉄道から譲渡を受けたということでございますので、わずかでございますが、固定資産受贈益もございます。

トータルいたしますと、税引き前の当期純利益が1億9,900万円余となってまいりまして、平成28年度、初めて黒字化をしたということでございます。ここから、法人税等調整額というものがマイナス2億6,000万円でございますけれども、法人税、住民税が差し引かれまして、当期純利益は、昨年度から黒字化して、今後安定的に黒字が見込めるということでございます。この平成28年度の損益計算書から過年度の繰越欠損金によ

る将来の法人税軽減見込みを試算としてここにプラスをすることができるという会計上の手法がございますので、この2億6,000万円がプラスという形で損益計算書に記入をされてまいります。

総トータルといたしまして、この当期純利益が4億2,400万円余ということで、黒字に転換をしてきたということでございます。

次に、平成29年度の事業計画書をお願いいたします。

2ページ目、平成29年度収支予算がございます。まず、鉄道事業営業収益が19億1,200万円余でございます。ここから鉄道事業営業費12億7,000万円を差し引きますと、鉄道事業営業損益として6億4,200万円プラスになります。ここから営業外費用といたしまして、支払い利息を差し引きますと、3億円が経常損益として残ります。平成28年度よりもさらに1億円プラスとなっております。

税引前の平成29年度の損益は3億円になりまして、ここから法人税、法人税等調整額といったものを差し引きしまして、最終的に3億200万円の黒字という営業計画を立てています。

3つの公社、会社の事業の報告は以上でございます。

第328回定例県議会提出議案の67ページをお開きください。報第18号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告についてでございます。この奈良県公共交通基本計画でございますけれども、平成25年7月に制定をいただきました奈良県公共交通条例に基づきまして、平成28年3月に策定をしたものでございます。この計画に基づく施策の実施状況につきましては、条例におきまして毎年度、議会に報告をすると定められてございます。今回が初めての報告ということになってまいります。具体的な報告につきましては、私の説明が一通り終わりました後、担当次長の折原から説明をさせていただきたいと思っております。

68ページをお願いいたします。報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分等の報告についてでございます。この68ページに3項目記載されてございます。奈良県税条例の一部を改正する条例、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例、そして損害賠償額の決定についてと3項目ございますが、県土マネジメント部分は、この3つ目の損害賠償額の決定についてでございます。

具体的な内容につきましては、91ページから92ページにかけて13件記載をさせていただいております。これまで本県におきましては、損害賠償保険による損害金の支払

いにつきましては専決処分の対象としておりませんでした。しかしながら、他府県等の多くは専決処分としているということがわかりましたので、今議会から報告をさせていただきたいということでございます。県が管理をしております一般国道、それから県道におきまして、のり面からの落石などが主たる原因でございます。今回もこの13件中10件が落石に起因するものでございます。こうしたものに起因いたしまして、道路を通行する車両等に損害を与えた事案につきまして、示談による解決を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、損害賠償額の専決処分を行いましたので、この同第3項の規定により報告をさせていただき、ご承認をお願いするものでございます。

次に、98ページをお願いいたします。報第31号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について、今説明させていただいた内容と同じ内容になりますけれども、先ほどは平成29年度分、4月1日以降に専決処分をさせていただいた案件、そしてこちらの報第31号は、平成28年度分ということでございます。さきの2月議会以降の案件に絞って報告をさせていただくことにさせていただきました。

損害賠償額の具体的な内容は101ページをごらんいただきたいと思います。上北山村の国道169号で発生した自動車の損傷事故でございますが、これも落石に起因するものでございます。示談による解決を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき損害賠償額の専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただき、承認をお願いするものです。

県土マネジメント部所管の平成29年6月議会提出議案の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○折原県土マネジメント部次長（地域交通課長）** それでは、提出議案報第18号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について別冊の平成28年度奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況報告書でご説明いたします。

1ページ目でございます。県内の公共交通を取り巻く環境を概観したものでございます。上の段、県内人口の動向でございます。平成22年から平成27年にかけて、総人口は約4万人減少しまして、高齢化率は約4%上昇しております。下の段、左の箱が県内観光客数の動向でございます。平成23年は減少しましたが、その後、平成27年にかけて一貫して増加傾向にございます。真ん中、マイカー普及の動向でございます。県内の自動車保有台数は近年、漸増傾向にございます。右の箱、市町村財政の動向でございます。平成27年度の経常収支比率の県内市町村平均は、前年度より低下したものの、依然として全国

平均を上回っているという状況でございます。

2 ページ目をお願いいたします。県内の公共交通の状況を概観したものでございます。上の段、左の箱が鉄道事業の状況でございます。近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社とも輸送人員は減少傾向でございます。その右の大きな箱がバス事業の状況でございます。上の段、乗合バスの輸送人員でございますが、平成24年度を底に下げどまりの傾向でございます。他方で、奈良交通の路線バスへの補助金は増加傾向でございます。特に市町村の負担が拡大傾向でございます。下の段が奈良交通の経営状況でございます。平成24年度以降事業収支は改善しておりますけれども、補助金を除く経常損益の赤字幅は拡大傾向でございます。平成27年度は約10億円の赤字が発生しております。下の段、左側がタクシー事業の状況でございます。タクシーの輸送人員は平成20年秋に発生したリーマンショック以降減少傾向でございます。

3 ページ目をお願いいたします。奈良県公共交通基本計画に記載されました施策の実施状況を整理しまして、進捗状況についてフォローアップしたものでございます。上の段、これまでの取り組みをさらに推進していくものでございます。左側2つ目、まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携でございますが、こちらにつきましてはまちづくりや観光施策との連携としまして、路線バス運賃をキャッシュバックするキャンペーンの実施、あるいは（仮称）登大路バスターミナル、大宮通り新ホテル・交流拠点等の拠点施設の整備を着実に進めますとともに、医療施策との連携としましては、南奈良総合医療センターの玄関前ロータリー部分にバス乗降場を整備しております。

右側一番上、公共交通の利用環境の整備でございます。平成28年度末における1日当たり平均乗降客数3,000人以上の鉄道駅のバリアフリー化率、こちらは前年度末より3.1%上昇して、73.4%となっております。また、平成28年度末におけるノンステップバスの導入率でございますが、前年度末より4.7%上昇して43.8%となっております。

下の段、2. 取組内容を今後新たに検討するものでございます。左側、まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策と連携では、観光施策と連携としまして、新たに大和八木駅を出発点とした「大和しかバス七変化」ツアーや、奈良県猿沢インでございますが、「奈良県外国人観光客交流館」を発着するバスツアーを運行しております。

また、右側一番上、働く場としての交通事業者のあり方では、奈良交通において県内高校卒業者などを正社員として採用しまして、ステップアップドライバー制度と呼んでおり

ますが、会社の負担で大型二種免許を取得させまして、バス運転手を養成する制度を充実しますとともに、県内高校の進路指導の教員などに対しましてバス運転手などの職業紹介を初めて実施するなど、リクルートを強化しております。

説明は以上でございます。

**○金剛まちづくり推進局長** それでは続きまして、まちづくり推進局所管の議案につきましてご説明いたします。6月定例県議会条例説明資料をお願いします。

4ページ、国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例でございます。奈良公園内の吉城園周辺地区において宿泊施設の整備に伴い、用途廃止する国際奈良学セミナーハウスの設置条例を廃止するというものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

続きまして、第328回定例県議会提出議案をお願いいたします。35ページ、議第53号、市町村負担の徴収についてです。まちづくり推進局所管分は、次のページの2つ、（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備事業及びその下の奈良公園施設魅力向上事業でございます。これらは、地方財政法第27条の規定によりまして、今年度に施工する事業により利益を受ける記載の市町村に、その費用の一部を負担していただくというものでございます。

38ページをお願いいたします。議第55号、奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の締結についてでございます。工事名は（仮称）登大路バスターミナル新築工事（建築工事）（県庁周辺地区交通環境整備事業（社会資本）（主プロ））でございます。工事場所は奈良市登大路町、工事期間は契約締結の日から平成30年12月28日まで、契約金額は26億4,772万8,000円でございます。契約の相手方は、奥村・山上特定建設工事共同企業体でございます。これは観光バスによる奈良公園周辺の交通渋滞を緩和するため、奈良公園の玄関口であります県庁舎東側にバスターミナルを整備するとともに、その施設の中にアメニティーの向上や奈良公園の歴史文化を学習できる空間の整備を進めているというものでございます。今回、ターミナル施設、また、歴史展示施設等の建物を新築する工事を実施し、奈良公園の交流拠点となるよう、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

41ページをお願いいたします。報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。まちづくり推進局の所管につきましては、42ページの款2総務費、項1総務管理費の県有施設整備事業でございます。それと47ページの5ま

ちづくり推進費から48ページ7住まいまちづくり費まででございます。平成28年12月及び平成29年2月の建設委員会におきまして、繰越明許費をお願いしたところでございます。その後の精算などによりまして、平成29年度への繰越額は合計額を記載していませんけれども、総額として40億2,300万円余となりました。このうち半分強の20億7,200万円余につきましては、国の補正に対応した12月補正分でございます。適切な工期を確保するために繰り越しをしたというものでございます。残りの19億5,000万円余が当初予算に係る繰り越しでございます。理由としましては、発注手続に不測の日数を要した、あるいは現場条件の変化などに伴う工法変更、地元調整、用地交渉難航等の理由でございます。

今後の執行につきましては、一丸となりまして計画的かつ着実な執行、進捗管理に取り組んでまいります。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

93ページをお願いいたします。報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分等の報告についてでございます。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてでございます。明細は96ページをごらんください。家賃滞納月数が6カ月以上、また滞納額が20万円以上の者のうち、特に悪質と認められる3件につきまして、住宅の明け渡し等の請求申し立てをいたしましたので、報告をするものでございます。

まちづくり推進局所管6月定例県議会提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西川水道局長 それでは、水道局所管の議案について、ご説明申し上げます。提出しております議案は、繰り越しの報告1件でございます。

第328回定例県議会提出議案をお願いいたします。52ページ、報第3号、平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

建設改良費の繰り越しでございますが、用水供給施設建設事業におきまして、施工方法の検討等に不測の日数を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、1億2,700万円を今年度に繰り越したものでございます。繰り越しました事業につきましては全て契約済みとなっております、早期完成に向け、事業の進捗を図っているところでございます。

なお、表の右から3列目、16億7,600万円余の不用額を生じておりますが、これは国の交付金の認証減や入札による請負差額などによるものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○乾委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○清水委員 まず、第328回定例県議会提出議案91ページ、101ページの専決処分事項で、道路管理瑕疵に係る自動車損傷事故の賠償内容を列挙していただいておりますが、報告はことしからということで、総件数がはかり知れないのですけれども、毎年どの程度あるのか、まず件数と総額について、過去二、三年度ぐらいの平均でも構いませんけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

○津風呂道路管理課長 今回報告かつご承認いただきたい道路管理瑕疵に関する案件でございますが、平成28年、平成29年合わせまして14件ございます。昨年度の状況でございますが、道路管理瑕疵により損害賠償金を支払った件数は66件、総額で約1,200万円でございます。以上でございます。

○清水委員 議第53号の市町村負担金の徴収の件ですが、徴収根拠が地方財政法の第27条で行っておられる。この理由について、改めて説明をお願いしたいと思います。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） 今回の急傾斜の崩壊に対する市町村の負担でございますが、考え方としては二通りございます。急傾斜地の崩壊に対する災害の防止に関する法律の中にある第23条に基づきまして負担をお願いする場合と、今回のように、地方財政法に基づいて対応する場合と2つございます。どちらをとるかにつきましては、都道府県においてそれぞれ裁量権を持っているものという認識を持っています。また、全国におきましても大多数、39の府県におきましては、本県と同様に地方財政法に基づいて対応をとっているところでございます。

また、この件に関しましては、平成28年6月議会、また12月議会でもご質問いただいたと聞いてございまして、平成28年6月から11月にかけて、各市町村にこのような2つのやり方があるというご説明をした上で、どのような対応が必要かについてのヒアリングを実施しております。その中で、急傾斜の対象となる31の市町村全てから、今の地方財政法を根拠とするやり方でよいという回答をいただいております。現段階では地方財政法を根拠にした対応で何ら問題はないと認識しております。以上でございます。

○清水委員 市町村に説明をされて、各市町村からの回答を受けたということですが、これは文書で回答をいただいているという理解でいいですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） 口頭で



のやりとりと聞いております。

○清水委員 口頭でのやりとりであれば、本当にその各市町村長がそれを了としたのかわからないではないですか。単純に説明会で話をして、担当者がそれでよしと言っても、それを自治体がオーケーをしたことにはならないのではないですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） 各個別の市町村に対して1対1でご説明をさせていただいたと理解をしております。

○清水委員 1対1というのは、全首長に対してされたということですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） 場合によっては首長、直接ではなかったと聞いておりますが、市としての意見として回答いただいていると聞いております。

○清水委員 それで了とするには、あまりにも乱暴ではないですか。私は手続としておかしいと思います。それであれば、全て口頭で説明してそれでオーケーとなってしまいますから、正式な公文書を発付して、回答をいただくというのが通常の行政事務の手続ではないのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長） 補足になるのかもしれませんが、地方財政法に基づく負担金の額に対しての了解は、公文書でのやりとりをしております、それについて全31市町村からご了解をいただいているところでございます。

○清水委員 先ほど説明をされたのは、地方財政法と急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、この2つが該当しますと。どちらを選ばれますかという問い合わせをされたわけですね。それを問われるということは、その自治体の長に対して問うわけです。担当者に対して言っても担当者にそんな権限ないではないですか。単なる説明会での口頭での説明と私は思いますけれども。

何でこだわるか申し上げますと、この急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の第9条に土地の保全等と明記されております。急傾斜地崩壊区域、危険区域内の土地の所有者、管理者、または占有者は云々で、土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないという規定があるわけです。なおかつ第2項に、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除却し、または軽減するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとなっています。これらの内容

についてやらなければ、勧告することができるとなっています。なおかつ、第10条には、都道府県知事は、これらについて施行を命ずることができるという内容になっているわけです。

ですので、単なる地方財政法による負担区分だけで了とするというのは、こういう権限を無視してしまうということなのです。それでいいのですか。

**○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）（砂防・災害対策課長）** 9条の今おっしゃった項目を別に無視することにはならないと考えております。

**○清水委員** 負担金を受けるだけではないのです。負担金については、先ほど加藤県土マネジメント部次長がおっしゃったように、地方財政法で負担区分を決めて取る。なおかつ地方財政法によって各市町村が、例えば、負担金条例、あるいは分担金条例を制定して、その内容で個人に対して応分の負担を求めるということは可能なのですよね。

ただ、問題なのは、先ほど読み上げました、この第9条、第10条に関連することをきちんとやるかどうかは、この法律によらないとできないのです。そういう理解を我々はしているのですけれども、単純に全国の各都道府県がほとんどやっていないというのは、恐らくこの辺のところを飛ばして、負担金についてのみ議論をされ、なおかつ個人に負担を求めるか否かというところは、各市町村の裁量で決められている。そこが本当はまずいのではないのかというところで、大阪府は種々議論をされて、同法に基づく負担金条例を制定をされたという経緯があるわけです。

ですので、奈良県も先進的にこの部分について、もっと議論を深めるべきではないのかと私は思います。加藤県土マネジメント部長、どうお思いですか。

**○加藤県土マネジメント部長** 現時点におきまして、市町村からそういう声がございませんので、県が具体的に検討していくという考えは、今のところございません。

**○清水委員** 先ほども申しましたけど、口頭ですにはならないのです。それぞれの首長が公文書で、このことについてはこういう理解をしておりますので、今の現状のままで構いませんということを公文書で返されるのなら、我々もそんなに思いません。ただし、説明会をやって担当者に説明をする、担当者がよしと言ったからそれで進める、それは奈良県の行政としておかしいではないですか。何でもかんでもそうすると、首長を飛ばして、サミットも何もやる必要がない。担当者レベルで全部決めてしまうと、そんなことができるのですか。その点については部長、どう思われますか。

**○加藤県土マネジメント部長** 今回行いましたのは、各首長に判断を求めるということで

はございません。各市町村においてどのような議論がありますかという観点から、念のため、どのようにお考えですかという情報を収集したというものですので、改めて首長に判断を求めるといような性格のものではございませんでしたので、担当者のヒアリングの際にどうですかとお尋ねをしたものでございます。

**○清水委員** 何回も申しますけれども、常々理事者側は書類に対する重要性について議論される。なおかつ公文書についてもここまでが公文書であるということを議論されているわけです。今回もほかの自治体でもいろいろありました。国でもありました。このようなものは公文書でも何でもないと通じない世の中です。ですので、きちんとすべきだと申し上げているのです。

単に負担金について、例えば、各市町村が結果が一緒だという判断をされても、奈良県が、例えば、各市町村を飛ばして、市町村負担金を求めなくて県の条例で各受益者から負担金を取るということもできるわけです。そうなれば、市町村の税を使わなくて、個人の受益者負担から直接奈良県が徴収をするということが可能になる条例ではないですか。それを制定していない。制定しているのは大阪府だけです。そこに問題点があると申し上げているのです。

ですので、今後について、方向性をどうされるのかということもきちんと各市町村長にこの事実を知らせていただいて、今後、どういう体制を組まれるか、再度聞き取りをされるのか、文書を発付されるのか、その辺について加藤県土マネジメント部長、再度答弁をお願いします。

**○加藤県土マネジメント部長** まず、各市町村にどのようなニーズがあるのかといったことについて、改めてヒアリングをして、県に条例をつくってほしいというようなニーズがあることがわかってくれば、改めて各首長に判断を求めることも考えていきたいと思っておりますけれども、まずは各市町村のニーズについてよく把握をしてまいりたいと思います。

**○清水委員** 議論が食い違ってますけれども、要は、市町村が求めるから県が条例をつくるということではないのです。県条例として必要か否かということを経理者の中で議論してください。議論した上で、各市町村に対して我々はこう考えていますけど、どうですかというのが本来の県条例をつくる時の手続ではないですか。

今まで県が条例を制定するときに、各市町村に全部意見聴取されたのですか。そんなことないでしょう。ですので、正しいか正しくないかということをお申し上げるのではなくて、結果がこれでよし、全く一緒だから何もしないでいいということではないと申し上げてい

るのです。

先ほど言いました、第9条と第10条に明記されている各個人の責務を奈良県が明らかにすると。今まさにしようとしている総合治水対策条例、これらについても奈良県全土の保全のために奈良県が制定する条例であって、その内容について、各市町村に意見聴取をするわけではないですか。ですので、この件については主体が違うと私は申し上げておきます。

次に、同じく負担金についてですが、流域下水道の負担金について、先ほどご説明をしていただきました。下水道法の第2条の2、流域下水道の整備総合計画が定められております。こんな中で、奈良県の今4カ所、大和川上流流域下水道で2カ所、それと宇陀川流域、吉野川流域という流域下水道があるのですが、それらは全ていまだに工事中なのか。教えてください。

○小西下水道課長 流域別下水道整備総合計画については、それぞれの流域で定めております。年次はそれぞれですけれども、大和川では大和川の流域別下水道整備総合計画、紀の川では紀の川の流域別下水道整備総合計画をそれぞれ定めて計画として今、進んでいるところでございます。

○清水委員 その中で、同条の第3項第6号に、下水道の整備に関する費用効果分析が含まれていますよね。これらについて変更があるときは、直ちに流域別下水道整備総合計画をやり直しなさいという規定があるわけです。もしも完成形の流域下水道があれば、将来投資についてはほとんど出てこないわけです。例えば、奈良県4流域の下水道が整備されていますけれども、この中で今後の整備が必要ないと判断をすれば、各市町村に対して第2条で維持管理等々については各市町村ができるようになっておりますので、市町村にその移管をしても構わなくなってしまうのかと私は感じているのです。

特に、初期投資が終わってしまえば、当然のことながら、用語の定義の中で、2つ以上の市町村がこの処理場もしくは流域下水道を処理場とみなして流すときは、流域下水道として工事ができると、こうなっていますよね。それが一つになった場合は、当然呼び方としては公共下水道になってしまいますので、それらの資金計画も全部含めて、再度見直しをしたときには、公共下水道として整備をしていただいて、流域別下水道整備総合計画から外しますということはあるのかないのか。答えていただきたいと思います。

○小西下水道課長 流域別下水道整備総合計画といいますのは、その流域の受け持つ汚濁の負荷量等についてチェックをするものでございます。ですから、流域下水道及び公共下

水道、それらを合わせて流域別下水道整備総合計画の中でチェックすると理解しております。

○清水委員 概要についてはわかりました。細かい内容については、別途私も勉強したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○太田委員 1点、確認だけさせていただきます。議第55号の（仮称）登大路バスターミナル新築工事（建築工事）の今回26億5,000万円という契約ですが、全て合わせて最終的にどれぐらいの規模の工事になるのか、その点についてお伺いをいたします。

○上平奈良公園室長 今まで使ったお金と、今建てている建築のお金と、あと今度は設備関係も全て入りまして、今、50億円と考えております。以上でございます。

○太田委員 よろしいです。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 付託されました議案全てに賛成をいたします。

○清水委員 議第53号については、私どもは県としての条例を整備すべきという立場におりますので、反対をいたします。

○太田委員 議第55号ですが、このバスターミナルの施設整備は、以前から奈良公園周辺の渋滞対策として進められるという説明でしたけれども、解消されるとは考えられないことと、この敷地が世界遺産のバッファゾーン、また名勝奈良公園の中にあり、景観を大切にしなければならないということから、建設は見直し、施設規模を縮小すべきという立場から反対させていただきます。

○乾委員長 まず、議第53号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第53号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第53号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第55号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第55号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第55号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第51号、議第52号及び議第54号については、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。議第51号、議第52号及び議第54号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第1号中、当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第13号から報第15号、報第18号、報第19号中、当委員会所管分、報第20号中、当委員会所管分及び報第31号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者により詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から適正な下水道使用料の徴収に向けた取り組みほか4件について、まちづくり推進局長から奈良県住生活ビジョンの改定について、まちづくり推進局理事から世界に誇れる奈良公園を目指してについて、水道局長から川西町における直結配水開始について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、まちづくり推進局理事、水道局長の順に報告を願います。

**○加藤県土マネジメント部長** それでは、私から5点、ご報告させていただきたいと思えます。

まず、報告1、適正な下水道使用料の徴収に向けた取り組みについてでございます、これはいわゆる井戸水の課題でございます。背景のところにありますように、井戸水を使う場合に井戸水のメーターを設置していただかないと、下水道への流出が過少申告となつて、使用料の不正、未払いが発生するという課題がございます。井戸水を使用している事業者などの排水の実態を的確に把握して、適正な下水道使用料の徴収に努めるということが課題になってくるということでございます。

このような課題に対する取り組み状況ですけれども、この1ページ目の中ほど下にございますのが、昨年度までの取り組みでございます。平成27年12月に、関係流域10市町村に参加いただいて、不適正排水排除検討部会を設置いたしまして、どのように取り組むか等を検討してきたものでございます。平成28年度の取り組みといたしましては、大きく3点、戸別訪問、広報・周知、それから市町村の下水道条例の改正といったような取り組みをそれぞれここに記載しているような内容で実施をいたしました。

次のページでございます。平成29年度の取り組み方針でございます。取り組みの枠組みは変わりません。1つ目の戸別訪問でございますけれども、今年度は水使用料の多い業種を5つ選びました。旅館・ホテル業、公衆浴場業、食料品製造業等々5つの業種を対象として選びまして、この中から下水道に接続しているであろう事業所をリストアップいたしました。全部で333事業所でございます。リストアップされた事業所に対しまして、市町村が手分けをして、ドアをノックして調査をさせていただいているということでございます。旅館・ホテル業、公衆浴場業につきましては、5月、6月で訪問させていただいて、水道水、井戸水などの使用状況等々を調査させていただいています。5月、6月で102事業所を訪問する予定で、現在までに84の事業所について訪問調査を終えたところでございます。

これまで、不適正な事例というのは直接見つかっておりませんが、今後の調査に向けまして、調査手法等も検討を行い、チェックを行いながら、ことしの8月、9月で食料品製造業、飲料製造業、化学工業の231事業所のドアをノックして、井戸水の使用状況等々を訪問調査させていただきたいと考えてございます。

それから、もう一つの取り組みが広報・周知でございます。戸別訪問をしながらやっていますということを広く業界全体に周知をし、注意喚起を促すことを考えてございます。商工会議所等の会報誌を活用させていただき、8月をめぐりに周知を行ってまいりたいと考えてございます。このほか、県の広報等々、いろいろなツールを使って、周知、注意喚起を進めていきたいと思っております。

それから、もう一つが市町村の下水道条例の改正でございます。井戸水の使用を行う際には届けてくださいという義務を条例の中で明記をし、罰則も設けていくという内容でございます。昨年度の取り組みで、下水道があります28市町村のうち5市町村で、昨年度までに対応が済んでおります。条例改正がされていない市町村に向けましては、県から改正に向けて働きかけを行っているところでございまして、今年度はこれまでに10市町村

において改正をするというお返事をいただいているところでございます。10市町村において改正がいただけますと、28市町村中15市町村が井戸水の使用について届出の義務がある条例になってまいりまして、半数以上が対応ができているということになります。さらに条例の改正も推進していただけるよう、こういった取り組みを引き続き働きかけていきたいと考えてございます。

続きまして、報告2、(仮称)中町「道の駅」の整備に向けた基本的な考え方についてでございます。この案件につきましては、6月26日の一般質問でも知事から答弁をさせていただいたとおりでございまして、基本構想とでもいうべき方向性が定まってまいりましたので、ご報告をさせていただくというものでございます。

経緯等々については省略させていただきますけれども、方向性といたしましては、道の駅のコンセプトのところにあるように整理をされてまいりました。導入する機能といたしましては、公共交通の結節点としての機能、あるいは奈良の観光ゲートウェイとしての機能ですとか情報発信拠点としての機能、それから農産物の直売所など物販ができる地域振興拠点としての機能、大きく3つの機能がふさわしいと考えてございます。また、こうした機能を実現、整備する上で、癒やしとくつろぎを提供できる空間、あるいは広域防災拠点としての役割を担えるような空間、こういった考え方で整備をしていきたいと考えてございます。

道の駅の構成ということでございますけれども、この計画地全体での面積が4ヘクタールでございます。今申し上げさせていただいたような機能等を実現する上では、これまでの道の駅の例などを大体踏まえますと、おおむね3ヘクタールあれば十分であろうということで、南側の1ヘクタールにつきましては、民間活力を使いまして、一体的なものとして整備をしていくということでございます。

一番下の今後の予定でございまして、このような基本的な方向性が定まってまいりましたので、ここに掲げている内容について、具体化に向けた検討を進めていきたいということでございます。導入する施設の具体的な配置、そういったものをめぐる利用者の動線、施設の管理・運営方法、進入路、出入り口等の位置、この道の駅へのアクセスということになってまいります。それから、民間活力を活用していく上での手法や具体的な手続について具体化を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、報告3 地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取り組みについてでございます。この委員会でもご報告させていただきましたが、第1回のデザインの公募



を終えてございます。ことしの2月24日から4月4日まで公募をいたしました。この公募は、昨年の8月に国土交通省が示した制度概要に基づいて実施をいたしました。この40日間の公募によりまして、15の応募者から都合24作品の応募があったということでございます。

ここまではよかったのですが、実は、ことしの5月になりまして、国土交通省から改めて、この図柄入りナンバープレートの要項が公表されたのですけれども、その内容に従来から変更点があったということでございまして、大きな変更点でございますけれども、従来は寄附金つきと寄附金なしの2種類応募していいということで制度概要があったわけですが、最終的には1つのデザインでということになりました。そして、寄附金つきと寄附金なしはフルカラーかモノクロかというようなことで区別をするということで、内容の変更がございました。

また、県から国への提案の時期でございますけれども、当初、ことしの夏ごろとされていたものがことしの12月1日までと、期間も少し後ろ倒しになっているということでございます。

さらに、新たな地域名表示についても追加で受け付けるということが示されたわけでございます。

このような国土交通省の制度変更を踏まえまして、5月16日に第2回の審査会を開催いたしました。その結論といたしましては、既に応募いただいている方々には救済措置を講じるということ、きちんと説明するということが、国土交通省の受け付けが夏から12月にずれてきましたので、再度新しい要件でのデザインの追加公募を行うことになったわけでございます。

その後、新たな要領、公募の要領等々整備いたしまして、今後のスケジュール（案）でございしますが、デザイン案の追加募集を6月27日から42日間の期間で始めたところでございます。

その後でございますけれども、8月下旬に国土交通省に対しまして導入意向を表明する、9月上旬に公募に基づくデザイン案を選定いたしまして、県民等に意見を募集していく、9月下旬に正式に国土交通省へ導入の申し込みをする。そして、10月下旬、市町村の同意をいただいた上で、11月中旬には国土交通省に提案するデザイン案を最終決定いたしまして、12月1日までに国土交通省へデザイン案を提案するという形で進めてまいりたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。こちらは新たな地域名表示の追加の基準についてでございます。奈良県内において、奈良ナンバー以外にも追加を申し込みできる可能性があるということです。奈良県におきましても、平成25年でございますけれども、橿原市を中心に飛鳥ナンバーの導入に向けた動きがございました。そのときは、この登録車両台数が10万台を超えていることとの基準がハードルになりました。結局5万台程度ということになりましたので、導入を断念したわけでございますけれども、今回、こうしたハードルが若干下がってきているようでございます。基本的には登録自動車台数が10万台を超えていることですが、登録自動車台数がおおむね5万台を超え、相当程度の知名度を有することという条件も新たに加わりましたので、今後、県で各市町村に意向調査を行いまして、導入意向を持った市町村があれば県としても積極的に支援し、一緒になって取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、報告4でございます。大和川流域における総合治水に関する条例の制定についてでございます。平成27年度以降、本格的に検討着手いたしましてから、随分時間がたちましたけれども、次の9月議会に条例案を提出する目途が出てまいりました。条例制定の背景ですとか目的は省略をさせていただきます、この条例の特色について申し上げます。

ためる対策にありますように、まず、この特色の一つでございますけれども、1,000平方メートル以上の開発を中心とした特定開発行為については、防災調整池の設置を義務づけていく。そして、この条例の中で罰則も設けていくということが1つ目の特色でございます。

また、このためる対策の下にありますように、ため池の治水利用、あるいは水田貯留、ため池の保全、農地の保全、森林の保全といったように、農、林、こういった分野の取り組みも条例の中に積極的に位置づけていくことが2つ目の特色になってこようかと思えます。

そして、10年確率降雨で想定浸水水深が50センチメートル以上の区域の市街化調整区域については、市街化を抑制しようということで、新たに市街化区域として定めないといった内容を条例の中ではっきりと定めていくことが3つ目の特色であろうかと思えます。

そして、この資料の一番下にありますように、総合治水の推進体制ということで流域の上下、支川の上下流の市町村、それと県が一体的に取り組む仕組みづくりを盛り込んでいるということでございます。支川の流域市町村と県が協定を結ぶことができる。そして、

協定を締結したときは計画を策定し、公表する。そして公表された計画に位置づけられている事業については、県の事業であれば県がこれを積極的に推進するし、市町村のものについては積極的に支援するという、まちづくり連携協定の仕組みと同じような形を条例の中にはっきりと書き込んでいくことが4つ目の特色であろうと考えてございます。

2ページ、条例の概要ですけれども、パブリックコメントにつきましても今後行いますが、このような形で行っていくということを考えてございます。第何条、第何条といった書き方にはなってございませぬけれども、おおむね条例の構成を示すことになってまいります。

防災調整池の設置の義務づけということで、この設置義務づけの実効性を担保するために、監督処分、あるいは立入検査、そして罰則とありますけれども、一連の監督処分、立入検査も踏まえて、罰則も行っていくという内容を考えてございます。

施行期日についてでございますが、平成30年の4月1日を考えてございます。

なお、内容の一部については、知事が基準等々を定め、それに基づきといったような内容がございますので、その準備等にも時間を要するというので、平成30年の10月1日を施行日としたいと考えてございます。

4ページ目奈良県総合治水対策推進委員会、学識者等による委員会でございますけれども、6月14日に開催をさせていただき、ご了解をいただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、7月5日に大和川流域総合治水対策協議会を開催します。これは知事、近畿地方整備局長、そして流域の24市町村長も出席するわけでございますが、こうした場で最終的な確認を市町村に対してさせていただきたいと考えてございます。続いてパブリックコメントを平成29年7月6日から8月4日の予定で行わせていただいて、9月議会に上程をしてまいりたいと考えてございます。

最後になりますけれども、資料5、「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更についてでございます。これは毎年定期的に報告をさせていただいているものでございますけれども、平成27年度2月補正予算及び平成28年度当初予算、平成28年度9月補正予算、平成28年度12月補正予算、こういった予算編成の機会に主な公共事業箇所といったものを報告をさせていただいております。これまで120箇所を報告させていただいておりますけれども、このうち平成29年度3月末時点で事業費が3割以上ふえたり減ったりした事業が22事業ございますけれども、これについてその理由等を報告させていただくものでございます。

まず増額した9事業紹介させていただいてございます。個々にはご説明しませんが、難航していた用地が急展開して用地取得できるようになったため、そういった用地買収を促進するため増額をさせていただいたような案件、あるいは事業調整の関係で追加の調査が必要となって増額させていただいたものと、災害復旧のような、特に、国道168号の西吉野の件でございますけれども、昨年4月の大規模な崩壊に対する事業箇所でございます。緊急的な対応であったため、当初十分な精度をもって事業費を確定することができなかった等々の事情でございます。

3ページ目用地取得の難航や地元協議などにより事業費を減額するものが13事業ございます。用地買収が難航したケース、あるいは現場の施工条件の変化等により、工事行程を見直したケース等が13事業ございます。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

**○乾委員長 金剛まちづくり推進局長、簡潔にお願いします。**

**○金剛まちづくり推進局長** それでは、報告6でございます。奈良県住生活ビジョンの改定につきまして、報告します。

現在の奈良県住生活ビジョンにつきまして、策定後5年を経過するということで見直しを行うものでございます。人口、世帯数の減少、空き家の増加、そういったものを踏まえて、施策を盛り込む骨子案を検討中です。記載のとおり、住み続けられるまちをつくる、住まいを必要とする人を支える、住まいの質の向上を図るという三本柱で今骨子を固めて作業しております。

右のスケジュールをごらんください。有識者によります住生活推進委員会を置いて検討を進めております。9月議会を経まして12月議会に付議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**○中西まちづくり推進局理事観光局理事** 私からは、報告7「世界に誇れる奈良公園」を目指してということで、現在、そのタイトルどおりいろいろ、進めているわけですが、この中の4番吉城園周辺地区、高畑町裁判所跡地、この2カ所におきまして、いろいろな方々からいろいろ意見をいただいておりますが、情報も錯綜してるように思いますので、経緯を含めてしっかり、ホームページ等でも県としての考え方を外に発信しておるわけですが、再度ここできちんと報告をさせていただきたいと思ひまして、ここで時間をいただきました。

これまでの取り組みでございますが、平成23年3月に策定いたしました「名勝奈良公

園保存管理・活用計画」、それからそれを受けて平成24年2月に策定しました「奈良公園基本戦略」、その核となる奈良公園の維持、利活用という部分を中心としまして、この大きな2番のところにございます春日山原始林の保全、奈良の鹿の保護・育成、そして奈良公園内の適切な樹木の管理による植栽景観づくり、それ以外に新たな歩道の整備でありましたり、若草山麓の整備等々の事業をやってきておりまして、現在、県庁の前の登大路園地、この前までオクトーバーフェスタをさせていただいたところですが、よく見ていただきますと、松の植栽も既に始まってきております。奈良公園の松が減ってるということを受けまして、そういう部分をやっております。

そして、3番、その考え方のもとになります、「奈良公園地区整備検討委員会」、さまざまな有識者の方、そして民間のいろいろな事業者の方が入ったこの委員会の中で議論をしながら、この吉城園、高畑地区の整備に入ってきたわけでございます。吉城園でございますが、写真で見ていただきますと上からでございますのでわかりにくいのですが、知事官舎をはじめとしまして、近代建築物と庭が織りなす空間ということであるわけでございますが、ちなみにほとんどの建物が余り使われておらず、中にはもう既に旧青少年会館のように朽ちてしまったものもございまして、今回、この建物をしっかり残しながら、その中を活用していく、そして庭園もそのまま残すという形でこの右側のイメージ、絵と写真の違いはございますが、外観的にはほとんど変わらない中でこのエリアがしっかり生きてくるものだと考えております。

それから、その下の高畑町裁判所跡地ですが、特にここはいろんな意見が多いのですが、この左の整備前というのを少し見ていただいたらよくわかりますが、平成7年の空中写真でございます。ここに白い建物が見えていると思いますが、官舎が建っていた場所でございます。その官舎がなくなりまして、草木が伸び放題になったところでございますが、この整備後のイメージ、右側を見ていただきますと、今のところをしっかりと形を残して、より奈良公園に合う形で整備をするというのがこのイメージでございます。

これを全部県でやるのではなく、民間からお金をいただいて、もしくは民間とともにやっというわけですが、2ページ目、今、いろいろ出てる意見でございまして、我々もよく外からの問い合わせに答えているわけでございますが、今の図面等を参考にさせていただきますと、奈良公園に巨大なリゾートホテルが建つのですかとよく質問がございまして、先ほどの絵のとおりでございまして、全然巨大なリゾートホテルではございません。そして、宿泊者以外も利用できるのかというのは、当然今の場所がもともと閉鎖され

た空間になってるところでございますので、逆にそれを宿泊施設、飲食施設等々ができて、また高畑におきましては、従来から大正時代につくられた庭園の復元もします。そういう意味では、今までよりも広く多くの方に使っていただける空間になると感じております。

奈良公園の美しい景観を壊すのではという質問については、それも先ほどの図面を見ていただいたとおり、しっかり今の景観は残しながら整備をしていくものでございます。

そして、世界遺産「古都奈良の文化財」に影響はないのかという質問については、奈良公園全体が世界遺産「古都奈良の文化財」のバッファゾーンのようなものですが、当然それに影響を与えることはございません。

そして、これも高畑の話になりますが、国指定天然記念物奈良のシカが住む場所はないのかという話でございますが、そもそもこのエリアは鹿が入っていなかったエリアでございますので、そのためにいろいろな植栽が残っております。そこについては、同じように鹿が入らない場所としてしっかり守っていきたいと思います。

あとは、国指定特別天然記念物「春日山原始林」は壊さないのかというような話も出ておりますが、全然場所的に違うところでございますので、あくまで世界遺産のバッファゾーンであることをしっかり踏まえて、豊かな植栽環境を維持、管理していきたいと思います。

そしてよく言われます、住民の意見はしっかり伝わってるのかという部分につきましては、つい先日、文化庁からこの整備についての現状変更の許可をいただきました。今後はそれを受けて着々と進めていくわけですが、しっかりと地元住民への広い意味で多くの方にしっかりと説明会等を開催していく予定でございますので、その辺を含めながら、また議会でもぜひご指導、ご支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

今後もしっかりと情報を伝えながら、そしてよりよい奈良公園、世界に誇れる奈良公園にするために頑張っていきますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

○西川水道局長 水道局からは、直結配水についてのご報告をさせていただきます。

右肩に報告、平成29年6月水道局と記載した資料があると思いますので、ごらんください。

磯城郡では、県域水道ファシリティーマネジメントとしまして、県水転換、直結配水、それから3町による広域化を進めているところでございます。このたび、川西町におきまして、資料右下に写真を載せておりますが、減圧弁などの施設整備が完了しまして、資料

の左上、囲みの一番下の行にございますように、去る6月15日の午前2時45分に県下で初めて直結配水を開始したところでございます。その下に記載しておりますように、切りかえ作業につきましては、配水量の少ない深夜に行いまして、滞りなく完了いたしました。その後、その下の表、記載しておりますのは、水道法によりまして毎日検査が義務づけられております水質3項目についてでございますが、配水量の増加しました午前7時におきましても問題なく基準をクリアしたところでございます。

このような県域水道ファシリティーマネジメントを進めることによりまして、資料の左下に記載しておりますように、将来の給水原価の上昇を抑制する効果が期待できますことから、今後とも磯城郡以外の地域におきましても県地域振興部と連携しまして、市町村と共同で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

**○乾委員長** ただいまの報告、またはその他事項も含めて、質疑があればご発言願います。

**○井岡委員** 大和川流域の総合治水について、パブリックコメントが7月から開催されるということなので、最後の委員会になりますので、一言、意見と少し質問をさせていただきます。

この治水対策のいろいろな制限、1,000平方メートル以上の開発は限られるとのことですが、これ以外の、例えば、駐車場等の農地転用の場合どうするのか、それから以前に開発されて区画形質の変更がその後なされて、用途等が変更された場合は、これに今までは入らなかったと思いますけれども、その点をどうするのか。

それから、もう一つは、開発許可付与、1年以上前に従前に区画形質の変更がされてなく、駐車場等に使われていて、市街化区域内で、その1年後以降に開発をする場合は許可付与になるケースがございます。その場合にどうされるのか。

そして一番大きいのは、今回、今、大和中央道をつくっていただいておりますけれども、国の京奈和自動車道が一番上の高速の部分ですね。あの部分は容積を削って貯留池を、三宅町、川西町、田原本町にはつくっていただいております。それはかなり要望させてもらってつくっていただいておりますけれども、中和幹線にしても、大和中央道にしても、県の道路には、当てはまらないか、対策もしてないと聞いております。取り組みに中和幹線なんかは全然対策をされていなかったと聞いております。民間で1,000平方メートル以上で厳しくするならば、いっぱいほかも抜けてるところがあると思いますので、その辺をどうされるのか。また今回それをされないのであれば、今後どう考えていくのか、お尋ね

します。

○入口河川課長 大和川流域における総合治水に関する条例、特に防災調整池の新たに定める対象となる開発行為についてのご質問でございます。

今回の条例で、特に最終的に罰則等の対象になると考えています行為は、資料報告4の2ページの左下、⑦防災調整池等の一番下段4行に書かせていただいておりますが、対象となりますのは特定開発行為とさせていただきます。特定開発行為は、採石法、宅地造成等規制法、砂利採取法、都市計画法に基づく1,000平方メートル以上の開発及び森林法に基づく1万平方メートルを超える開発を行うため、知事の許可が必要な行為とさせていただきます。施行日以降に、新規にこれらの法律に基づいて知事の許可が必要な開発行為が対象でございますので、これに該当しない案件につきましては、この条例に基づく技術基準に定めた防災調整池の設置を求めるものではないということになります。

それから、既開発済み等の件についても同様でございます。この特定開発行為に該当するかどうかで判断することになります。

それから、道路事業等に対する調整池の設置義務でございますけれども、本県では、現時点で道路事業者に対して防災調整池の設置は義務づけていませんが、大規模な都市計画道路につきましては、浸水被害のおそれがあるものについては、治水協議をするよう都市計画決定時には意見を付しているところでございます。道路事業者に対し防災調整池の設置を義務づけてはおりませんが、大規模な道路事業である京奈和自動車道や郡山下ツ道ジャンクション、また既存の道路におきましては、大和中央道や高田バイパスなどで調整池や貯留施設を設置いただいている事例もございます。県の新設道路でも浸水区域の上流や浸水区域内の都市計画道路では対策を検討していただいているところもございます。

県としては、調整池を設置してもらいたいと考えておりますけれども、用地的な制約や、構造的な制約等もございまして、全ての新設道路で設置を求めることは困難と考えております。ただ、少しでも対応していただけるよう、今後も道路管理者に対して協力を求めていきたいということでございます。以上でございます。

○井岡委員 農地が抜けていましたけれども、最近、ソーラーとか農地転用されて、下に草が生えるから防草シートを敷いて、そのまま水が流れるケースがあります。結構大きい面積が農地転用されているし、今、農地転用されているのはソーラーが多いんです。今後この委員会でこういうことを議論してもらおうとか、今後につなげるとか、そういう形で一



言入れていただきたいと思えますし、それから、既開発についてはわかりましたし、細々したことも抜けているところもございますけれども、その辺も十分把握していただいて、例えば、道路であれば簡易側溝で深い側溝にすれば、透水性などはすぐぼろぼろになるから余り効果はないけれども、そういうことも考えていただきまして、よろしく願い申し上げます。この委員会ですとか後をどうするというのであれば、もう一度答弁いただいて終わります。

**○平岡河川政策官** この条例を検討するに際して、農地転用というのは影響があるか注目はしておりました。過去の状況を調べてみますと、市街化調整区域の農地は、1万5,000ヘクタールぐらいあります。そのうち、11年間を調べました。11年間で280ヘクタールぐらい、そのうち、宅地になってるのが50ヘクタール、それ以外が資材置き場とか駐車場とか、今おっしゃられたソーラーというようなことでございました。さらに、流出増につながっているかどうかという観点から見ますと、宅地を除いた後の駐車場とかについては、3割ぐらいが舗装されているという状況でございました。

かなり規模の小さいものも多いというような状況を踏まえると、調整池をつくることは難しいのかなと、現実的ではないということで、現段階では、舗装をするのであれば、例えば浸透性、あるいは井岡委員が今おっしゃられた枡を設けることを努力していただくということで農地の保全と位置づけております。以上です。

**○井岡委員** 最後ですけれども、農地転用するときにも計画書を出しますね。完了届も出さなければならないという罰則規定もございませんし、結構緩いところがございます。ただ、計画段階で必ずここを舗装します、水を近隣に迷惑をかけない溝をつくり、簡易側溝で雨水対策しますと、その計画に入れていただいたら、いくらかの防波堤になると思いますので、その辺を農林部と話し合っていていただいて、農地転用のときに必ず厳しくしていただくようお願い申し上げます。終わります。

**○岩田委員** 1点お尋ねします。

近鉄奈良駅ですけども、近鉄奈良駅の入基のほうも北側も、それと西側の出口のタクシー乗り場があるほうも、エレベーター、エスカレーターが前々からないわけですけども、いろいろ聞いてみますと、ビルのほうにはあるらしいですけども、この肝心の奈良公園のほうの右左、皆さんご存じのように大分深いところに駅があるわけですけども、これは一体どういう考えでおられるのか。計画があるのかどうなのか、その辺をお答えいただけますか。

○大庭道路環境課長 近鉄奈良駅におけるエスカレーターですけれども、まず、近鉄奈良駅は奈良公園の玄関口で来訪される方の利便性やバリアフリーの観点から、エスカレーター、エレベーターの充実が必要と認識しております。現在、近鉄奈良駅には、地下コンコースと地上とを結ぶ昇降設備としてエスカレーターが2カ所、エレベーター1カ所が設置されております。しかし、いずれも駅の南側にあり、大宮道路を挟んだ北側には昇降設備は設置されておられません。

このため、平成25年度、近畿日本鉄道株式会社に対して一定の県負担を前提に近畿日本鉄道株式会社の所有である北側の第1階段にエスカレーターを設置する協議を行った経緯がございます。しかし、地下埋設物が原因で事業費が高くなり、近畿日本鉄道株式会社との費用面における協議が調わなかったことから、エスカレーターの設置には至りませんでした。

なお、奈良公園に来訪される方がふえる中で、まちづくりや観光振興の観点からもエスカレーターが必要で、近畿日本鉄道株式会社のご協力が欠かせないと考えております。奈良公園の玄関口にふさわしい環境を整えるためには、ぜひとも近畿日本鉄道株式会社に奮起をお願いしたいと考えております。現在、近鉄奈良駅から奈良公園周辺において、(仮称)登大路バスターミナルの整備をはじめ、大宮道路の歩道のバリアフリー化による移動環境の改善、さらには、吉城園や高畑でも奈良公園の魅力を高めるプロジェクトが立ち上げられており、駅前においても地域の商店街がアーケード看板の改修に向けたデザイン案の公募をするなど、さまざまな取り組みが行われております。今後、近鉄奈良駅周辺における交通結節点の機能を高めるプロジェクトが出てくることもあるでしょうから、このような機会を捉えて、近畿日本鉄道株式会社に申し入れをしてみたいと考えております。以上です。

○岩田委員 今も言われましたが、奈良公園の出口というか、受け皿ですから、それと今、県庁の東側に今度ターミナルもできると。一遍に2つも大変ですけど、地下埋設物は当然ある。お金の問題で、近畿日本鉄道株式会社がオール負担なのか、その辺のこともいろいろあるでしょうけれども、やはり県も近畿日本鉄道株式会社と詰めて、少なくとも早急に東側のターミナルが供用開始するころまでには北側のほうだけでも何ともしないといけないという気持ちで近畿日本鉄道株式会社と交渉もし、県の出費も考えてやっていただきたい。

タクシー乗り場のほうも高齢者を見てますと、西側からタクシーまで階段2回ぐらい曲

がって上がってます。やはりJRよりもこの近畿日本鉄道株式会社が一番大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○太田委員 3点質問させていただきます。

まず、大和川の総合治水対策についてでございますけれども、今回、この条例制定に向けて骨子案を、パブリックコメントで諮るということで、ぜひ一人でも多くの住民にご意見を伺うことをお願いしたいのですけれども、パブリックコメントといいますと、インターネットでやりとりをするというのが基本になってくると思うんですけれども、今回、郵送やいろいろなツールを使って、また県民だよりでもお知らせをさせていただいているということです。昨年も提案をさせていただきました大和川ジャーナルが、非常にいい雑誌であるにもかかわらず、全市に、全県民に行き渡っていないということで、とりわけ、今回の課題につきましては多くの皆さんに見ていただく形をとってパブリックコメントを実施させていただきたいと思うわけですが、その点について、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○入口河川課長 大和川ジャーナルでございますけれども、県では昨年から大和川流域に関する情報誌として作成、配布しているところでございまして、昨年は1号、2号の発刊をさせていただいたところでございます。今回、太田委員ご指摘のとおり、このパブリックコメントの時期に先立ち、大和川ジャーナル第3号を条例に関する特集号として、条例による取り組みの内容を県民の方にわかりやすく紹介するとともに、このパブリックコメントの実施についてもここで記載して紹介しようと考えているところでございます。このジャーナルの中身につきましては、河川課のホームページでもごらんいただけるのですが、骨子案の閲覧場所、河川課、それから県民お役立ち情報コーナー等でも見ていただくことはできますし、流域の5土木事務所、それから24の市町村役場でも配置させていただこうと思っております。さらに、ご協力をいただきました16の市町村では、その各市町村の広報紙とあわせて各戸配布していただくことにもなっております。これらとあわせて、募集期間中に県が実施しますイベント等でも、積極的にこの大和川ジャーナルを配布して、条例の内容と、それからパブリックコメントの実施について周知に努めたいと考えているところでございます。以上でございます。

○太田委員 今回新たに各戸配布をされる市町村というのはどこでしょうか、教えてください。

○入口河川課長 16市町村ですが、橿原市、天理市、大和高田市等でございます。

て、昨年発行しました大和川ジャーナル、1号当たり6万部の発行でございましたが、今回は流域内市町村の各戸配布の分も加味しまして20万部強の発行を予定をしております。各戸配布によりまして流域内のかなりの住民の方のお手元に届けることができるのではないかと考えているところでございます。

**○太田委員** 大和高田市も入れていただいて、ありがとうございます。昨年お聞きしましたら、150部しか大和高田市には届いてなく、どう配る、活用するかと困られてたのですけれども、今回、全戸配布ということですので、第1号、2号から比べたら3倍の配布量ということでございます。多くの皆さんからご意見を伺って、それを条例に制定していただきたいと思っております。ただ、条例そのものは解釈するのに非常に難しい部分がありますので、あらゆる機会を使って、例えば今、課題になっているのは、小規模開発の問題であるとか、あるいはため池が減水しているとか、小規模開発が増加しているとか、いろいろな課題があると思うのですけれども、わかりやすく県民の皆さんに伝える努力もあわせてお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、奈良公園の問題でございます。先ほどもご説明ありましたが、今回、奈良公園の2つの開発につきましては、文化庁から許可ということで答申が出されたということですが、その中で第1点、条件を付した上での許可ということですが、当該敷地については、宿泊施設及び飲食施設を含め、所有者である奈良県が一体的に適切な管理を行うことと書かれておりますけれども、これについて県としてどのようにお考えなのか、その点について、お伺いします。

**○上平奈良公園室長** 都市公園の便益施設につきましては、奈良公園内で50施設程度存在しています。当然、都市公園法の許可を与える場合におきましては、奈良公園の価値を損ねないことという許可にふさわしいと認める場合に与えてるものであります。許可権者としましては、適切な管理をしているか否かを確認しまして、適切な管理運営をするように指導監督も行っています。高畑町裁判所跡地につきましてもその同様のことを求めています。平成24年2月に策定しました奈良公園基本戦略におきましては、奈良公園の価値を積極的に維持しまして、さらに魅力の向上を図り、このことを奈良県がトータル的にマネジメントすることを基本方針にしております、奈良県が一体的に管理することも県としては当然のことと考えております。以上です。

**○太田委員** この条件とあわせて、県に対しては事業の趣旨や概要を地元きちんと説明し、理解を得ながら進めることをお願いしているとお聞きをしております。先ほどご説明

いただいた資料の中にも、地元説明会は行いますと、住民の意見はしっかり伝わっているのかどうかの問いに、以前からそういう機会を持っているということでございますけれども、今後の進め方について、もう少し詳しくご説明をお願いします。

**○上平奈良公園室長** 高畑町裁判所跡地につきましては、平成28年3月と6月に2回説明会を開催いたしました。この説明会におきましては、我々は多くの方が賛成されたと認識しておりますし、現在もいろいろな方と話をするのですが、聞く限りにおきましては賛成の方が多いという認識はしております。ただ一方、反対の立場をとっておられる団体があるのですけれども、そちらでは、巨大なリゾートホテルが建つとか間違っただ情報が流れて、記載されているのですけれども、さすがに地元ではそういう受け取り方をされてる方は少ないようではございますけれども、ただ、どのようなものができるかを詳しく認識されてる方も少ないことから、県としては正確な情報発信をしていきたいと思ひ、情報発信が必要と考えております。このため、5月には県としてもホームページに正確な情報を発信しましたし、報告7で上げましたような概要版なども作成いたしましたし、今後はその事業の趣旨や概要についてわかってもらえるように、太田委員がおっしゃったように、7月30日に地元説明会を開催したいと思っております。それ以外にも、県民だより奈良や大宮通りジャーナルにも掲載する予定でおります。さらに、我々も結構、NPOとかいろいろな会議、民間の方とも会議をする機会も多いですので、そういう機会があるごとに、この事業につきましては奈良公園の価値を高める事業であると正確に伝えていきたいと思っております。以上でございます。

**○太田委員** 先ほど上平奈良公園室長から、大きなリゾートホテルができるのではないかと誤解されている方がいらっしゃるかと、私は、聞いている多くの方々が心配、反対されているのは、本来、ここの場所が市街化調整区域で、歴史的風土特別地区、そして春日野風致地区など厳しい規制があつて、本来建てられないけれども、県が奈良公園に編入したことによって、その便益施設の一つとしてこれが建てられるということに関して、山村県議も本会議でも申し上げましたけれども、そういう厳しい条件の中に住んできていたことを皆さん思っているけれども、県が編入することによりこういう建物が建てられることについて皆さん違和感を持っていらっしゃると思います。その点で言いますと、今回、説明の中に、確かに奈良公園に編入したということは書かれているのですけれども、奈良県は既存の各種規制を遵守することはもちろん、こういう記述があるのですけれども、非常に違和感を覚えるといひますか、その点の説明が私は不十分ではないかと思ひますが、その点につ

いてどのようにお考えでしょうか。

○上平奈良公園室長 無理やり編入という意味ではなく、我々としましては、奈良公園の価値を高めて、それを継続的に維持していくという、一つの手法として宿泊施設というのがあり奈良公園地区整備検討委員会という場を通じまして、約8年ぐらい議論をしてきました中で決定したことでありますので、必ずしもそのためだけに編入したというものではないと思っております。

規制等につきましてはいろいろな規制がありまして、古都保存法、奈良市の風致地区条例、それと文化財保護法3つがあるのですけれども、きちんと申請を出してありまして、現状変更の許可をいただいたのが文化財保護法になっておりますし、法の趣旨に合った形で全て提出させていただいています。違和感があるとおっしゃられますけれども、我々としては別に問題はないと思っております。

○太田委員 先ほど、この奈良公園に編入したのはホテルを建てるためだけではない、とおっしゃられましたけれども、具体的に編入した理由について、もう一度、教えていただけますか。

○上平奈良公園室長 編入した理由につきましては、宿泊施設が当然一番いいだろうと奈良公園地区整備検討委員会で議論がなされまして、決定がされました。その中で、宿泊施設は、都市公園法に照らし合わせましたら便益施設になりますので、便益施設を建て、都市公園区域に入れたというのは、場所もわかっていただけるように、周りが全部公園でありまして、その区域もぽかんとあいているところになりますので、一体的に管理する意味でも奈良公園の区域として入れております。

○太田委員 繰り返し申し上げますけれども、本来、いろいろな規制があって建てられない場所に、奈良公園に編入という形で今回の計画がされていることに皆さん意見を持っているらっしゃるということです。それと、世界遺産の問題につきましても影響のないようにということでございますけれども、世界遺産委員会にも手紙を送った方がいらっしゃいまして、その中で、世界遺産センター長から、顕著で普遍的な価値に影響を与える可能性があるとおっしゃられるということも申し上げておきたいと思えます。

次に、県営住宅の問題について、最後の質問をさせていただきます。先日、県営住宅に当たったけれども、連帯保証人がいないということで困っておられる方がいらっしゃいました。なぜ県営住宅にこの連帯保証人の免除規定がないのか、その点について、まずお伺いをいたします。

○塚田住まいまちづくり課長 入居していただくに当たっては、家賃の支払いをすることについて誓約書を書いて入居していただいているところですが、実際、滞納されて督促状を送っている該当者が多数いらっしゃいます。また今回、専決ということで報告させていただいてますけれども、6カ月以上滞納されたということで、3名の方について、今度、明け渡しの訴訟を起こさせていただく予定になっております。そういった方がいらっしゃる以上は、ご本人が家賃が支払えない場合は、連帯保証人にかわって支払っていただくといった保全措置をとらせていただくしかないと考えておりまして、免除規定は現在設けておりません。

○太田委員 名義人が滞納した場合には裁判にかけて強制退去になると思うのですが、実際に連帯保証人に家賃を払ってもらったことが実際にあるのかどうか。例えば、ここ2～3年で、何件ぐらいあるのでしょうか。

○塚田住まいまちづくり課長 連帯保証人の方が支払った事例があるかについては、今、数字を持ち合わせていませんので、後ほどご報告させていただければと思います。滞納月数が2カ月以上になったらご本人にお送りしてるのですが、その後、まだお支払いがされなくて滞納月数がふえていきまして4カ月以上になった場合は、連帯保証人に直接、納付依頼書を送りまして、5カ月後になれば連帯保証人債務履行請求書をお送りさせていただくことで連帯保証人にも支払いをお願いしております。

○太田委員 例えば県内の市町村でいいますと、奈良市以外は全てこの免除規定がありまして、例えば大阪市でも連帯保証人の免除申請書があって、例えば、今心配されるのは、実際に家賃を滞納したときにそれを保証する方がいらっしゃるかどうかということですが、まず、県営住宅で実際にそういう事例が、連帯保証人のところまできちっと請求がされているのかどうか、連帯保証人が払っているのかどうかという実態も調べていただきまして、一度考えていただきたいと思います。最近本当に身寄りがない方が非常に多くなっていらっしゃいまして、例えばDV被害者とか本当に誰にも自分の住所を知られたくないなど、いろいろなケースがありますので、この連帯保証人が、住生活ビジョンでも出されましたけれども、いろいろな方に住居を保証していく際に、この連帯保証人という制度があるがために入る機会を逸してしまうということがあってはいけないと思いますので、一度ご検討をいただきたいと思います。以上です。

○清水委員 まず、大和川流域における総合治水対策に関する条例の件ですが、本会議において、中野議員だったと思いますが、日経新聞6月20日の夕刊を示されて、農地の9

割が転用可能になるとおっしゃっておりました。この記事を読みますと、耕種のうち、過去8年以内に土地改良に特に良好な営農条件を備えた農地は原則転用不可、それ以外は転用可能になるという規制改革が国で示されておりますので、何とか、控える対策、土地利用をどうするのかも含めてご議論いただいていたわけでございます。ぜひともいろいろな方に向けて情報の発信をしていただきたい。各市町村、それと不動産関連の事業者、それらに向けても、こういう規制緩和はあるけども、奈良県は浸水で苦しんでる方々が非常に多い、そのためにこういう施策をやりますということ、条例が制定されるとすぐにでもそういう情報発信をまずはやっていただきたい、これを一つ要望しておきます。

それと、1点確認したいのですが、7月5日開催の流域総合治水対策協議会は公開ということですので、傍聴も可能ということによろしいですね。

○入口河川課長 傍聴可能でございます。

○清水委員 わかりました。

では、次の質問です。中町の道の駅整備に向けた基本的な考え方について、先ほど説明をいただきました。今後の中で、この右のページに示されております駐車場のエリア、あるいは公共交通拠点エリア、パーク・アンド・バスライドの駐車場もそうですが、過去、平成22年の平城遷都1300年祭のときに、パーク・アンド・バスライドをされたときの実績として、どの程度の駐車車両があったのか、ご披露いただきたいのですけれど、よろしくをお願いします。

○松田道路建設課長 平城遷都1300年の際は、春のフェア、夏のフェア、秋のフェアと、3回のフェアがございました。春のフェアは4月24日から5月9日まで16日間で、駐車台数が約5,600台余りでございます。夏のフェアが8月20日から8月27日まで、8日間で1,600台余りでございます。秋のフェアが10月9日から11月7日まで30日間で、9,200台余りで、3回合わせまして、延べ54日間で約1万6,000台の利用がございました。以上でございます。

○清水委員 ということは、パーク・アンド・バスライドで大体マックスとして、1日200台分相当ぐらいは必要だという考えだと思います。結構な用地が占めるのではないのかなと思うのですけれども、それ以外に、道の駅は、奈良県内に多分14カ所ぐらい既にオープンしてるのですけれども、地産の分を地消しようというコンセプトでやっておられる方の道の駅もかなりご苦勞をされている状況であるということは皆さんご存じのとおりだと思います。そんな中で、今現在、大型店舗が中町のすぐ近くにあります。そういう大



店舗がある中で、この中町の道の駅が仮にできて本当に事業ベースに乗るのかどうか、こういうマーケティングはされているのか、この辺はいかがですか。

**○松田道路建設課長** 中町道の駅の東側に、大型店舗が出店してございます。県内の道の駅は13カ所ございまして、地場の野菜ですとか特産物等を販売されて、好評いただいているところもあるかと思っております。この周辺につきましては、奈良市近郊ではございますが、農家も多いというところがございまして、説明報告資料でも、地元農家の方と、生産者、消費者をつなげる場が不足している、そういうものも欲しいという声もいただいております。我々、道の駅の、現在報告させていただいております方向性を発表させていただくまで、庁内で部局横断的にプロジェクトチームを設けまして、いろいろ意見を交わしてまいりました。それと、マーケティングという部分で申しますと、農家の方からのそういう声を部局から、あるいは庁内でお聞きさせていただいたり、地域の方から声をいただいたりという形で、現在の方向性をまとめさせていただいているところでございます。以上でございます。

**○清水委員** 商売としては非常に厳しい場所ではないのかなと思います。そんな中で一つ提案されているのが、大和民俗公園の一部を移築をされてPRをされるということでございますけれども、この件について、文化資源活用課との調整はもう既に済んでいるのですか。

**○松田道路建設課長** 大和民俗公園の古民家の移築という件につきましては、今週月曜日にごございました本会議の場で、知事からそういうアイデアもあると答弁させていただいたところかと思っております。庁内のプロジェクトチームの中に、関係部局としまして地域振興部も入っていただいておりますので、そういった意見等も踏まえまして、今後協議を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**○清水委員** 概要についてはわかりました。ぜひともマーケティングも実施され、どういう方向性が一番いいのかということをお求めて、計画をつくっていただきたいと思っております。

最後に、維持管理面について、道路の瑕疵担保等々のご説明をいただきました。非常に事故等がふえているということでございますけれども、毎年、各市町村から県道の改良要望、あるいは河川の維持管理に対する要望は結構な数が出てくると思うのですけれども、それらの要望に対して、実際に着手できている比率はどの程度あるのかお教えいただきたい。

**○津風呂道路管理課長** 今、市町村等からの道路維持管理等にかかわる要望の件数でございまして、今現在、手元には正確な情報がございません。ただ、道路管理に関しましては、

舗装を含めさまざまなご要望をいただいているところでございます。そんな中で、先ほどご報告させていただきました道路管理瑕疵といった問題もございますので、できるだけ限られた予算の中で効率的に要望にも応えていけるように努力しているところでございます。また、数字につきましては、整理させていただきます、改めてご説明させていただきます。以上でございます。

○清水委員 ぜひとも、数字をいただきたいと思います。

それと、昨日、道路橋りょう維持管理費、あるいは河川維持修繕費に対して、1.01を確保できたという加藤県土マネジメント部長のご答弁があったと記憶をしております。その後ちょっと調べたのですが、この3月の時点で、建築コスト管理研究所から公共工事労務単価動向が出ておりました。それを見ますと、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、特殊運転手、一般運転手、これらについてはおおむね2%、とび工、鉄筋工、型枠工、左官、交通誘導警備員AもしくはB、これが伸び率2から4%、大工にあつては伸び率4%以上と、こういう結果が出ております。1.01を確保したというご答弁でしたけれども、実質マイナスではないのかと思うのですけれど、この点については、どうでしょうか。

○加藤県土マネジメント部長 昨日の私の答弁でございますけれども、予算額で答弁をさせていただきました。今後、間接費等、あるいは労務管理の見直し等あれば、その分影響するということにはなろうかと思えます。

○清水委員 ということは、同じ内容のことはことはまたできない可能性があるということの裏返しでもあろうかと思えます。

最後に、昨日、葛城市の西川議員も一般質問されておりましたけれども、維持管理に対しての集中力が足りないのではないのかなと。川は上流で、道路は当然、生活道路も含めた一般県道、それと高規格道路も含めて、もっときちんとした維持管理費の確保が必要だというお話をされておりました。私も本当に実感します。我々議員はいろいろな方からいろいろな要望を受けて、現地を確認して、土木事務所に行つてどうにかならないかという話をさせてはいただくんですけども、残念ながら回答としては、「済みません、予算ありません。」と、このような回答しかいただけないのです。来年もしくは再来年になったらできるかもしれません、この程度のことです。それでももしも事故が起きたら、先ほどご報告ありましたように、落石は仕方がないかもしれませんが、管理瑕疵で訴えられてしまう、それで損害賠償をすると、これは裏表反対だと思います。もっとしっかりした維

持管理に向けた予算を確保する、それが、その前列に座っている方の責任だと思いますので、ぜひともそういうことも含めてやっていただきたい。

最後に確認だけお願いしたいのですが、各土木事務所、当然、道路については2,000キロメートルを超えていますし、河川1,600キロメートル以上あるわけですからけれども、それらの管理区分によって与えられてる予算も違いますが、各土木事務所の所長の裁量で使える予算はどの程度あるのか、教えていただきたいです。

○加藤県土マネジメント部長 所長の裁量でと申しても、予算、議会でお認めいただいた枠の中での裁量ということかと思えます。

○清水委員 非常に答えにくい質問で申しわけなかったと思います。実態はそうだとすることを申し上げときます。予備費を流用するというのは当然のことながら、例えば災害が起きたとかそういうことからしかできないわけです。ということは、潤沢に維持管理費を設けなさいと言っているわけではないのです。本当に必要な額を与える、それで現場として動きやすい体制に持っていくことが非常に大事だということです。道路にはいろいろな占用物件がありますよね。下水もあれば、水道、電気、電線、いろいろものが地下に埋まっているわけです。それらの点検もしないといけない、なおかつ人数は減ってくる、大変な思いを現場はされている。そんな中で市町村からも要望が来る、住民からも要望が来る、当然、議員からも行く、いろんなことが来るのですけれども、予算確保、これは議員誰も反対する者はいませんので、ぜひとも努力をしていただきたいと要望だけしておきます。よろしく申し上げます。以上です。

○大国委員 簡潔に一括して質問をさせていただきます。

最初に、(仮称)中町の道の駅の整備に向けた基本的な考え方についてご説明がございました。平城遷都1300年祭を終えてからさまざまにご検討いただいて、また、特に奈良市との協議が、大変難しい協議だったのかなと個人的には感じておりますけれども、この問題については、直近では平成28年6月の建設委員会で質問をさせていただいております。この土地利用についても、道の駅にしてはどうかと、また、交通拠点にする、防災拠点にする、物販施設にすると、さまざまなアイデア等も検討されているようですけれども、と質問をさせていただいております。当初、基本計画、平成23年には基本計画を策定するという知事答弁もあったことを今思い出すのですけれども、大変ご苦勞をこの間されたのかなと感じております。きょうご説明をいただきましたこの内容、さらに詰めて検討されると思いますけれども、要はこの周辺、今、枚方大和郡山線の4車線化等も進めて

いただいておりますけれども、一方では、大和中央道が、阪奈道路から南側の区域については計画を中止されて、この枚方大和郡山線を利用させていただくという、そういったルートを描いているわけがございますけれども、そうしたときに、やっぱりさまざまな交差点改良を含めて、この道の駅は、当然、ゲートウェイとして観光客の皆さんもお越しになると想定した場合、ここまでのアクセスの整備を進めていく必要が同時にあるのではないかと考えておりますが、この点、1点、お聞きをしたいと思います。

もう一つは、この中町の道の駅を中心として、新たな観光ルートができると思います。これまで、今行っていただいております平城宮跡等にゲートウェイ化の機能を持たせて、奈良公園や薬師寺へというルートもあるかと思いますが、この中町を中心に、今度はまた別に法隆寺や、また中南和地域へ大和中央道、京奈和道、スマートインターチェンジを通じて、より奥深い観光等も楽しんでいただけるのではないかと考えております。こういった観光地への新たなルート等につきましてのお考えを、お聞きしたいと思います。

3つ目は、今、多くの観光客、ドライバーの皆さんが、例えばペットを連れて観光されている方もいらっしゃるかと思います。高速道路等におきましては、NEXCO等におきましては、ドッグラン等も各サービスエリア等でも設置がされております。一方では、道の駅にもこういったドッグランを設置されている場所が全国的にも、調べてみると結構ありました。やはり人だけではなく、そういった動物との共存ということも含めて、ドッグラン等の施設もこの際検討していただく必要があるのではないかと考えておりますけれども、この点、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、テーマを変えますけれども、路面下の空洞化対策についてお尋ねします。これも本会議で質問をさせていただいてまいりまして、本当に皆さんのご努力によりまして、昨年度調査をされました。平成29年2月15、16日で一次調査、そして平成29年3月の22日、27日に二次調査、7カ所、この空洞化の可能性があるということで、深夜になりますけれども、私も、現場に行かせていただいて、どんな調査をやっているのだろうと見せていただきました。幸い、1カ所目は空洞はなしということでほっとしたわけですが、次の場所に行くと見事に、スコープを入れていくと空洞が広がってきまして、地下にはこのような空洞があるのかと改めて気づいたわけですが、博多の事故等も直近ではございますし、大きな事故につながらないように、しっかりとメンテナンスをかけていくことは必要かと思っております。そこで、この路面下の空洞化対策について、今年度、またそれ以降、どのようなお考えを持たれているのかをお聞きします。

3つ目が道路照明のLED化でございます。このLED化につきましても、平成27年12月10日の建設委員会質問をさせていただきました。この中で、このLED化が非常に効果があるということで、国交省におきましてもガイドライン等も改定をされて示されているということも申し上げさせていただいたところです。先般の本会議でも、知事からそういった答弁もあったかと記憶してございますけれども、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目は、奈良公園のドライミストでございます。平成27年7月の建設委員会で、中西次長から、お客さんも、鹿も非常にぐったりしているような中、平成24年になりますけれども、職員みずから手づくりで設置をしていただいているとご紹介をいただいております。毎年1カ所、あるいは2カ所ふやしていただいておりますけれども、今年度、熱中症対策とおもてなしという観点から、どのような取り組みをされるのかお聞きをします。

最後に、県営住宅内にあります給水棟の耐震化についてお尋ねをしたいと思います。建物はもちろん耐震化というのは重要で進められると思っておりますけれども、給水棟は、非常に高いところに大量の水があるということでございまして、不安をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。そこで、こういった給水棟に対する取り組みは、県としてどのようにお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

**○松田道路建設課長**（仮称）中町道の駅に関しまして3点ご質問いただきました。1点目が、アクセスの面でございます。2点目が観光ルート、3点目がドッグランの設置というご提案をいただきました。

まず、1点目のアクセスでございますが、（仮称）道の駅は、第二阪奈有料道路と枚方大和郡山線の交差点部でございます。交通結節点として機能を十分発揮させるため、利用者の方の利便性やわかりやすさを重視してアクセスを検討してまいろうと考えているところでございます。まず、この道の駅への出入りについてでございますが、東側に枚方大和郡山線がございます。北側は第二阪奈有料道路の中町ランプにつながります。第二阪奈の側道がございまして、この2つの道路を使いまして、四方から来られる来訪者を円滑に入場いただく、あるいは出ていただくということを、駐車場に対する出入り、公共交通の結節点の出入り口、経路等を考えていきたいと思っております。

それから、計画地の東側で道路改良の中町工区としまして、現在、砂茶屋交差点を東側一つに集約する工事に取り組んでおりまして、こちらの工事につきましては、交差点から南側で橋りょう工事を進めてございますが、220メートル区間を平成31年度に部分供

用する工事を進めさせていただいているところでございます。それと、交差点から北側につきましては、同じく中町工区としまして、約1.4キロメートルの4車線化のバイパス事業を進めさせていただいております。これらの改良によりまして、より円滑に中町道の駅に来ていただこうと取り組んでいるところでございます。

それと、2点目の観光ルート、特に中南和方面への広がりということでご質問をいただきました。この地点は、県道枚方大和郡山線に接してございますので、枚方大和郡山線は南へ行きますと大和中央道につながってまいります。大和中央道は昭和工業団地の中で大和まほろばスマートインターで西名阪自動車道とつながりまして、郡山下ツ道ジャンクションで京奈和自動車道とつながってございます。そういった高規格道路へのつながりも大きなメリットかと思っておりますし、さらに南へ参りますと、大和中央道のつきあたりのところから京奈和自動車道の三宅インターチェンジにつなげます結崎田原本線という県道事業の4車線化のバイパス事業を進めてございます。この工区ができますと、中町道の駅をゲートウェイとしまして、大和中央道、そして京奈和自動車道という4車線の大きい幹線ができますので、中南和地域への交通アクセスが飛躍的に向上すると考えているところでございます。

それと、最後に、こういったハード面だけではなく、観光情報の発信という面で、ソフト対策も充実を図りまして、周辺の奈良市域、あるいは郡山市域、法隆寺等の観光資源だけではなくて、中南和地域も含めた広域的な観光ゲートウェイとしての道の駅として機能させていきたいと考えているところでございます。

3点目は、中町の道の駅にドッグランを設置してはどうかというご質問いただきました。ドッグランにつきましては、敷地内に囲いを設置しまして、犬がその囲いの中でリードを外して自由に走り回ることができるフィールドでございます。全国の道の駅ですとか、NEXCO西日本の管理いたしますサービスエリア、パーキングエリアでの設置事例を調査いたしましたところ、それぞれ設置している事例は20カ所程度ございました。これらのドッグランの運営につきましては、例えば狂犬病の予防接種を受けていない犬、そういった犬は入場制限をするという運営をされているところが多くございました。(仮称)中町「道の駅」にドッグランを設置するという一つのアイデアとして承ったところでございますが、道の駅は、年配の方から小さなお子様までさまざまな方が利用されるところでございますので、今後、この道の駅の計画の具体化を図る際に、ドッグランの運営方法、あるいは管理方法等の事例調査も踏まえまして、慎重に検討してまいりたいと考えている

ところでございます。

私からは以上でございます。

**○津風呂道路管理課長** まず、路面下空洞調査の状況でございますが、昨年度は、都市部で地下埋設部の多い幹線道路ということで、大宮通りの県庁東交差点から阪奈宝来交差点までの6キロメートル区間におきまして、全車線にわたり路面空洞調査を実施したところでございます。この調査の中で、まず、路面下空洞探査車ということで、一次調査で全区間走らせてまして、それで異常信号のあったところにつきまして、今度は削孔によりまして二次調査を行いました。大国委員も現地でご確認いただいたと聞いております。そんな中で5カ所の空洞が確認されましたが、深さでありますとか、規模、形状から路面の陥没に至るようなものはないということでございました。この昨年度の調査につきましては、地下埋設物の多い道路をターゲットにした調査でございまして、車線延長にして25キロメートル、その中で5カ所の空洞が確認されたところでございます。25キロメートルの5カ所でございますので、空洞の発生頻度は想定したよりも小さかったと思っておりますし、実際確認された空洞につきましても、道路の安全性に影響を及ぼすようなものではないという結果でございました。

こういった結果を踏まえまして、今年度は視点を変えまして、河川構造物の背面から土砂の吸い出しが懸念される兼用護岸のような道路について調査を実施して、その結果を踏まえまして今後の調査方針を検討してまいりたいと考えております。

2点目でございます。道路照明のLED化についてのご質問でございます。LED化につきましては、県の管理する道路照明は約7,500基でございます。そのほとんどがナトリウム灯や水銀灯となっております。こういったナトリウム灯、水銀灯につきましては耐用年数が3年から5年と短いということで、不点灯の発生率が高いということがございます。こういった数多くの不点灯の照明につきましては、迅速な取りかえ等の対応ができない状況でございまして、県民サービスが不十分な状況となっております。そういったことから、耐用年数が15年と長く、電気代も約3分の1に抑えることのできるLED照明に置きかえることについて検討を進めるところでございます。現在、LED照明を全県的に導入している5つの府県がございます。そういったところにヒアリングを行っております。その5府県につきましては、全てリース方式によりこのLED照明を導入してございまして、ヒアリング結果によりますと、このリース方式ですと、初年度に一斉に、1年でLED化が行えるということでございます。あわせまして、日常的な維持管理につきまし

でもリース会社が行うということで、不点灯等の不具合への迅速な対応とか維持管理事務の大幅な軽減につながるということを聞いてございます。さらにコスト面でも、電気代を含む年間の維持管理費が従来の4分の3程度になると考えてございまして、リース方式による道路照明のLED化を本県にも導入できないかと現在考えておるところでございます。道路照明の適正管理による県民サービスの向上と、維持管理に関する予算の効率的、効果的な活用を図るためにも、このLED化につきましては、平成30年度導入を念頭に、先進府県の状況を参考に、さらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**○上平奈良公園室長** 奈良公園内のミストの整備につきましては、大国委員のご意見を踏まえまして、平成24年から順次設置しております。昨年まで6カ所でミストを設置しまして、多くの来訪者の方に非常に喜んで使っていただいています。ことしの夏につきましては、春日野園地で設置する予定です。期間としましては、7月中旬から9月中旬までを予定しております。以上でございます。

**○塚田住まいまちづくり課長** まず、給水棟については、住戸に水を供給するために必要な施設でありますので、建物同様、給水棟の耐震性の確保は必要であると考えております。住民より耐震性が不安とのご意見があるということについては、恐らく平城団地のことだと推察しておりますけれども、そういったご意見があることは承知しております。平城団地につきましては、設計図面を確認したところ、基礎はプレストレストコンクリートく基礎で、構造は鉄筋コンクリート造になっております。ただ、現時点においては耐震診断を行っておりませんので、平成30年度以降、耐震診断が実施できるよう必要な予算を確保していきたいと考えております。今後も県民の住まいのセーフティーネットとしての役割を果たせるよう、県営住宅の安全性の確保について、必要な対応を行ってまいりたいと思っております。以上になります。

**○大国委員** ありがとうございます。中町につきましては、これからさまざまな検討がされると思いますけれども、長年空き地で置いてある、重要な県民の財産でございますので、十二分に生かせるように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

また、ドッグランは大変なハードルがあるかと思ひますが、この機会にぜひともよろしくお願ひします。

路面下の空洞化につきましては、今年度引き続き行っただくということでございませうけれども、計画的に進めることが必要だと思ひますので、平成30年度以降、国の交付



金等も活用することも視野に入れて、ぜひとも順次進めていただきますようお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

また、LED化につきましても繰り返しの質問になりましたので、ぜひとも、速やかに平成30年度からよろしくお願ひしたいと思ひます。

ドライミスト、大変ご苦勞いただひてごひます。毎年見に行きますと、初年度は鹿が涼んでいたのですけれども、2年目以降は、観光客の皆さんが非常に喜んで当たっていらっしゃいました。中西まちづくり推進局理事はじめ、大変ご苦勞いただひている皆さんに感謝申し上げます。工夫は要りますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、県営住宅の給水棟の耐震化については、診断をしっかりといただひて、長年心配だといひてここまで来ていますので、ぜひとも、その診断結果をもつて安心できる結果になるのか、また、何か対応が必要になるのかという次のステップを踏んでいただきますようお願ひしたいと思ひます。以上でごひます。ありがとうございました。

**○田尻副委員長** 中町の件についてお伺ひをいたします。大国委員も何度も、この委員会等も含めて質問されていますし、私も本会議を含めて知事に何度も申し上げ、既に道の駅構想とこういふ考へがあることはお示しをいただひたところですが、少し現実をご認識をいただきたいと思ひております。場所を有効に使わなくてはなりません、道の駅ができることに直接反対をするというより、この地域にはかなりの店舗ができ上げてまいりました。中町インターから富雄駅までわずか2～3キロメートルぐらひの距離だと思ひますが、その間に、大手のスーパーの中村屋、山陽、イズミヤ、業務スーパー、イオンタウン、オークワがあります。広大な駐車場を備えて、多くのスーパーができ上げております。過剰にならないかどうか、そこをよく知つておいていただきたいと思ひております。残念なことでありますが、イオンタウンの中にある食料品販売のイオンが、ご承知のとおり撤退しまして、今、経営者がかわりました。それほど厳しいということを感じていただきたいと思ひます。

そこで1点質問ですが、農産物をつくつておられる皆さんが売るところがない、買うところがないという答弁を何度か聞かせていただきましたが、これはどの資料に基づいてどのように調査をされて言われたのか。なぜかと申し上げますと、そこから500メートルのところには農業協同組合があるではないですか。その農業協同組合が朝市といひて売っているではないですか。それから、イオンタウンの前のスーパーで日曜日、フリーマーケットで売っているではないですか。なのに、この公的なところでそのようにおっしゃることに

ついて、私はどこからの情報でおっしゃっておられるのか、そこを1点聞きたいと思っております。

それから、もう1点、バスターミナルですが、ここにバスターミナルの計画があるというのですが、それはいいと思うのです。しかし、私が本会議等々で申し上げてまいりましたが、県営プール跡地にもバスターミナルはつくられる、そして整備がされてくることになる、そのことはすごくいいと思うのですが、中町のこのバスターミナルは、どこのバスが来るのですか、どこを向いて行くのですか。学園前からこの前を通る新しい奈良県総合医療センターについて、奈良交通のバスですら走ることの協議が難航してきたではありませんか。だから、学園前からこの前を通って病院へ行くバスですら経営状況やいろいろなことを含めて、バスを走らすのはいかなものかなということで、県土マネジメント部長や折原次長も大変ご苦勞をいただいたことかと思えます。最終的には合意がなされたように聞いておりますが、例えば空港行きなのか、東京行きなのか、あるいは地元を走るバスなのか、その辺を含めてお願いをしたいと思います。以上です。

**○松田道路建設課長** 1点目でございますが、周辺の大型商業店舗が多くあって、その店舗の内容が変わってきている、そういう厳しい現実もしっかり認識をするべきだというご意見と、農産物を売ると、生産者の方、消費者の方をつなげる場というところでございますが、こちらにつきましては、地域の生産に携わる方からそういう声があるということ、庁内の関係課からお聞きして把握している状況でございます。

それと、2点目のほうでございますが、バスターミナル、どのようなバスターミナルを考えているかというところでございますが、中町周辺を通過いたしますバスには、委員お述べのように、大阪国際空港ですとか関西国際空港へ行きます高速バスが多く通っております。学園前駅を出発するバス、あるいは近鉄奈良駅、JR奈良駅を出発するバス、学園前駅を出発するバスは中町ランプを経由いたしまして空港へ向かうというところがございます。それと、この周辺で学園前、あるいは富雄駅から若草台でありますとか、大和郡山方面から若草台というバスも走っております。バスターミナルは今後、事業者等と、今年度具体的な計画を詰めていく中で考えていくことになると思っておりますが、一つは、学園前駅あるいは近鉄奈良駅、JR奈良駅から第二阪奈道路を使って空港へ向かっているバスがここを通っているというところがございますので、空港へ行く方が、例えばここで車をとめてバスに乗って旅行、あるいは遠くへ行っていただくということも想定しているところでございます。以上でございます。

○田尻副委員長 いろいろと考えていただいて整備をしていただくことは、賛成をしているのですが、現状が厳しいということをしかりとご認識をいただきたいと思っております。

それから、情報の一つであります、イオンタウンの2階に、皆様方もよくご承知の大手の家電量販店が入っておりますが、お伺いをすると、奈良県下にある店舗の中で一番売り上げが悪いらしいです。撤退の対象になってきていますと、残念ながらどんどん店舗が出ていくと。人は多いけれども、なかなか厳しいということ踏まえて、先ほど大国委員がおっしゃっていた、特殊性があるとか、それは非常にいいと思っております。例えば、本会議で言いましたけれども、ご承知のとおり、この近くのつけ麺屋は30人ぐらいが並ぶと、近くに近畿大学農学部があるのです。その若い学生さんがそこに行こうとなっていると。だから、例えば三輪そうめんの、あるいはラーメンの麺の館とか、そういうニーズに合ったものにぎわうことを望んでおるのですが、より精密な情報をしっかりと入れていただいて、ぜひともお願いを申し上げたいと思います。ここは私の校区であるものですから、毎日通りますので、よくわかっております。小学校は奈良市内でも一番最大の児童数というほど多いのですが、その分、交通の安全とか非行面とか、やはり青少年協議会を含めてかなり皆さんが神経質になっておられます。そういうことも含めて、地域の皆さんと一体となるような整備を進めていかななくてはならないと思いますので、その点も含めてお願いをしておきたいと思っております。

また、本会議の知事も答弁の中で、もしできることなら、病院へ行くなら、混まないように、第二阪奈道路に富雄インターをつくることも検討しようというのが会議録に残っております。そういうことも含めて、新しい一つのまちができようかと思いますが、安全で皆さんに喜んでもらえるにぎわいのまちとして、なお一層慎重にご尽力いただくことをお願いして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○乾委員長 それでは、これをもちまして質疑を終わります。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本維新の会は反対討論されますか。

○清水委員 反対討論いたします。

○乾委員長 では、議第53号中、当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

日本共産党は反対討論されますか。

○太田委員　しません。

○乾委員長　では、委員長報告に反対意見を記載することとしますので、よろしくお願ひします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思ひます。昨年6月より、委員各位には当委員会所管事項であります道路整備、河川改修などの土木行政、または水道施設の充実につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、数々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたこと、委員各位並びに理事者の皆様方に深く感謝申し上げ、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

これをもって本日の委員会は終わります。